

令和7年度
結 城 市 の 福 祉



結城市福祉事務所

目 次

I 結城市の福祉の動向

- 1 少子高齢化の進行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 障害者福祉の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

II 分野別施策の展開方向

- 1 地域福祉対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 高齢者福祉対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 児童福祉対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 4 障害者（児）の福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 5 生活の保障・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 6 援護事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 7 社会福祉の民間活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

III 令和7年度福祉関係予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

IV 令和7年度事業予算

- 社会福祉課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 子ども福祉課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 介護福祉課（一般会計）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 介護福祉課（特別会計）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

V 各種社会福祉制度

- 1 障害者（児）福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 2 公的扶助福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 3 児童・母子父子福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 4 高齢者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

VI 保健福祉部行政組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

VII 結城市福祉事務所事務分担表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

VIII 施策の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

I 結城市の福祉の動向

1 少子高齢化の進行

高齢者人口（65 歳以上の人口）は令和 7 年 4 月 1 日時点で 15,323 人と、市の総人口の 31.0%を占め、平成 27 年と比較して 5.0 ポイント増加しており、高齢化が進んでいます。[表 1]

また、全国的な少子高齢化の傾向と同じく、少子化の傾向もあり、年少人口（15 歳未満の人口）は平成 26 年と比較すると、2.6 ポイント減少しています。[表 2]

[表 1] 高齢者人口の推移

毎年 4 月 1 日現在

年	総人口	65 歳以上		65 歳～74 歳		75 歳以上	
	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
平成 27 年	52,700	13,691	26.0	7,406	14.1	6,285	11.9
平成 28 年	52,557	14,120	26.9	7,615	14.5	6,505	12.4
平成 29 年	52,521	14,453	27.5	7,735	14.7	6,718	12.8
平成 30 年	52,379	14,725	28.1	7,825	14.9	6,900	13.2
平成 31 年	51,880	14,912	28.7	7,827	15.0	7,085	13.6
令和 2 年	51,580	15,145	29.3	7,902	15.3	7,243	14.0
令和 3 年	51,109	15,356	30.0	8,067	15.8	7,262	14.2
令和 4 年	50,425	15,425	30.6	7,861	15.6	7,564	15.0
令和 5 年	50,177	15,425	30.7	7,576	15.1	7,849	15.6
令和 6 年	49,754	15,392	30.9	7,260	14.6	8,132	16.3
令和 7 年	49,391	15,323	31.0	6,966	14.1	8,357	17.0

[表 2] 年少人口の推移

毎年 4 月 1 日現在

年	総人口	0 歳～15 歳未満		0～4 歳	5～9 歳	10～14 歳
	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)
平成 26 年	52,858	6,881	13.0	2,077	2,369	2,435
平成 27 年	52,700	6,814	12.9	2,081	2,322	2,411
平成 28 年	52,557	6,727	12.8	2,049	2,335	2,343
平成 29 年	52,521	6,666	12.7	2,054	2,283	2,329
平成 30 年	52,379	6,544	12.5	1,980	2,209	2,355
平成 31 年	51,880	6,376	12.2	1,897	2,130	2,349
令和 2 年	51,580	6,215	12.0	1,778	2,123	2,314
令和 3 年	51,109	6,040	11.8	1,652	2,065	2,323
令和 4 年	50,425	5,814	11.5	1,528	2,039	2,247
令和 5 年	50,177	5,570	11.1	1,407	1,962	2,201
令和 6 年	49,754	5,340	10.7	1,318	1,894	2,128
令和 7 年	49,391	5,127	10.4	1,247	1,762	2,118

2 障害者福祉の動向

身体障害者（児）手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の合計は、令和7年4月1日現在で 2,450 人となり、障害を重複している方を勘案しない場合、総人口に占める割合は 4.9%となっています。

身体障害者（児）手帳所持者は、令和7年4月1日現在 1,416 人おり、前年と比較すると 18 人増加しています。身体障害者（児）手帳所持者の等級は、「1 級」で身体障害者手帳所持者の 35.7%を占め、次いで「4 級」が 23.6%、「3 級」が 16.5%、「2 級」が 14.2%、「5 級」が 4.3%、「6 級」が 5.8%となっています。

障害別内訳に占める割合は「肢体不自由」が身体障害者手帳所持者の約半数を占める 42.8%となっており、次いで「内部障害」が 41.2%、「聴覚・平衡機能障害」が 9.1%、「視覚障害」が 6.0%、「音声・言語・そしゃく機能障害」で 0.8%となっています。[表3、4、5]

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和7年4月1日現在 510 人で、昨年度と比較すると 12 人増加しています。手帳所持者は 10 年前の約 1.7 倍に増えています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級は、「2 級」が全体の 61.8%を占め、次いで「3 級」が 28.6%、「1 級」が 9.6%の順となっています。[表6、7]

療育手帳所持者は、令和7年4月1日現在 524 人おり、判定の状況は、「C判定」が療育手帳所持者の 33.2%を占め、次いで「B判定」が 30.0%、「A判定」が 19.3%、「**Ⓐ**判定」が 17.5%となっています。[表8、9]

○障害者手帳交付の推移

[表3] 身体障害者手帳

毎年4月1日現在（単位：人）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
平成 27 年	530	270	250	380	91	85	1,606
平成 28 年	588	276	273	400	97	84	1,718
平成 29 年	664	329	266	331	80	75	1,745
平成 30 年	667	329	255	352	79	73	1,755
平成 31 年	650	308	262	362	82	75	1,739
令和 2 年	640	304	272	380	76	76	1,748
令和 3 年	562	227	238	378	74	74	1,553
令和 4 年	547	217	227	371	73	73	1,508
令和 5 年	515	210	237	349	70	73	1,454
令和 6 年	493	201	231	333	62	78	1,398
令和 7 年	505	201	233	334	61	82	1,416

[表4] 障害別内訳

毎年4月1日現在(単位:人)

年	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声言語 障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成27年	98	156	13	799	540	1,606
平成28年	104	160	14	824	616	1,718
平成29年	92	139	10	974	530	1,745
平成30年	101	138	9	969	538	1,755
平成31年	98	126	10	946	559	1,739
令和2年	99	126	14	929	580	1,748
令和3年	100	125	9	702	617	1,553
令和4年	98	123	10	677	600	1,508
令和5年	94	122	12	646	580	1,454
令和6年	85	126	11	614	562	1,398
令和7年	85	129	12	606	584	1,416

[表5] 障害別・等級別内訳

令和7年4月1日現在(単位:人)

等級別	等級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
障害別	児者別							
視覚障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	37	30	7	4	4	3	85
	計	37	30	7	4	4	3	85
聴覚・平衡機能	18歳未満	0	0	1	0	0	0	1
	18歳以上	2	32	17	34	0	43	128
	計	2	32	18	34	0	43	129
音声・言語・そ しゃく機能障 害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	0	1	5	6	0	0	12
	計	0	1	5	6	0	0	12
肢体不自由	18歳未満	7	3	1	1	0	0	12
	18歳以上	104	125	127	145	57	36	594
	計	111	128	128	146	57	36	606
内部障害	18歳未満	1	0	0	1	0	0	2
	18歳以上	354	10	75	143	0	0	582
	計	355	10	75	144	0	0	584
合 計	18歳未満	8	3	2	2	0	0	15
	18歳以上	497	198	231	332	61	82	1,401
	計	505	201	233	334	61	82	1,416

[表6] 自立支援医療(精神通院)受給者数

毎年4月1日現在(単位:人)

年 度	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
受給者数	772	792	846	829	827	510	903	939	940	924

注) 令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で前年に受給者証の有効期間を1年間自動延長する措置が取られたため、受給者証を交付された受給者の数は少なかった。

[表7] 精神障害者保健福祉手帳 毎年4月1日現在（単位：人）

	1級	2級	3級	合 計
平成27年	31	167	88	286
平成28年	35	202	106	343
平成29年	38	216	117	371
平成30年	42	228	127	397
平成31年	38	229	121	388
令和2年	36	255	121	412
令和3年	43	274	114	431
令和4年	48	286	121	455
令和5年	47	307	137	491
令和6年	43	309	146	498
令和7年	49	315	146	510

[表8] 療育手帳 毎年4月1日現在（単位：人）

等級	㊤			A			B			C			計		
年	児	者	計	児	者	計	児	者	計	児	者	計	児	者	計
平成28年	7	61	68	23	68	91	27	103	130	33	61	94	90	283	383
平成29年	9	66	75	25	68	94	28	106	134	38	69	107	101	309	410
平成30年	17	67	84	19	72	91	34	106	140	39	74	113	109	319	428
平成31年	17	69	85	15	76	91	29	112	141	38	82	120	99	339	438
令和2年	15	70	85	21	75	96	26	116	142	47	91	138	109	352	461
令和3年	16	68	84	18	75	93	32	119	151	48	91	139	114	353	467
令和4年	15	73	88	17	79	96	33	116	149	51	94	145	116	362	478
令和5年	17	74	91	16	76	92	32	118	150	58	96	154	123	364	487
令和6年	15	76	91	20	77	97	30	117	147	59	101	160	124	371	495
令和7年	15	79	92	21	80	101	36	121	157	65	109	174	137	389	524

※㊤最重度 A重度 B中度 C軽度

児=知的障害児（18歳未満） 者=知的障害者（18歳以上）

[表9] 児者別・等級別内訳 令和7年4月1日現在（単位：人）

	㊤	A	B	C	計
知的障害児(18歳未満)	15	21	36	65	137
(内施設入所者)	0	0	1	4	5
知的障害者(18歳以上)	79	80	121	109	389
(内施設入所者)	38	18	26	12	94
合 計	92	101	157	174	524
(内施設入所者)	38	18	27	16	99

Ⅱ 分野別施策の展開方向

1 地域福祉対策

複雑化する地域課題に対して、地域住民自身が福祉の担い手として課題解決ができるよう、平成20年に第1期ゆうきの地域福祉計画を策定して以降、「やさしさをつむぐまち結城」のスローガンの下で、地域福祉を推進してきました。近年、少子高齢化や核家族化の進展などの社会情勢の変化を背景として、地域における支えあいの機能は低下し、また、引きこもりやヤングケアラーといった顕在化しにくい社会的孤立の問題など地域における課題は複雑化・複合化しており、従来の制度の枠組みにとらわれない包括的な支援体制が求められています。

本市では、令和5年3月に第4期「ゆうきの地域福祉計画(令和5年度～令和9年度)」を策定し、地域共生社会の実現を目指すとともに「共に支え合い やさしさをつむぐまち 結城」を基本理念として、子育て支援、障害者福祉、高齢者福祉等の各分野での連携、行政・地域住民・福祉関係者との協働により、地域福祉の推進を図ることとしました。

■施策の展開方向■

基本目標1：地域を共に支えあう人づくり

地域住民や地域の多様な主体が参画し、一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことを目指し、日頃から支え、支えられる「お互いさま」の関係づくりに向け、一人ひとりの支えあいの意識の向上を図ります。また、地域福祉を担う人材や団体は多様化する地域課題の解決に向けて、柔軟かつ機動的な活動の実践者としての役割が期待されており、今後も次代の地域福祉を担う人材・団体を育成・支援し、担い手の確保を図ります。

○地域で支えあい助けあう意識の醸成

○地域福祉活動の担い手育成・活動支援

基本目標2：誰一人取り残さない支援体制づくり

高齢者や障害者、子育て、生活困窮等の分野ごとの支援体制を充実するとともに、各分野が相互に連携しながら、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、社会的孤立を防ぎ、制度の狭間を作らない仕組みづくりを推進します。

○包括的な相談支援体制の整備

○総合的・包括的な支援の充実

基本目標3：住み慣れた地域で誰もが安心して生活できる地域づくり

地域でいつまでも安全・安心に暮らせるよう、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないため、日頃からの見守り体制の充実や避難行動湯尾支援者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。また、生活に対する支援や、防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

○安心・安全な地域づくり

○みんながふれあえる地域づくり

○みんなで支えあえる地域づくり

2 高齢者福祉対策

令和7年4月1日現在、本市の高齢者人口は 15,323 人、高齢化率は 31.0%で、年々高齢化が進んでいます。

こうした中、令和6年3月に「第9期結城市高齢者プラン21(令和6年度～令和8年度)」を策定し、「いつまでも安心して暮らせる地域づくり」、「すこやかな生活と生きがいづくり」及び「介護サービスの充実」の3つを基本目標に掲げ、介護保険事業の適正な運営を図るとともに、各種施策を展開し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムを充実させていきます。

■施策の展開方向■

基本目標1：いつまでも安心して暮らせる地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを安心して続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを地域の実情に応じてさらに深化・推進します。社会変化に伴う様々なニーズに対応するため、障害者福祉や児童福祉など他分野との連携を促進します。

医療・介護の連携強化の一層の推進を図るとともに、認知症の人も含めた地域で生活するすべての高齢者が尊厳を保ちながら暮らし続けられる地域づくりを支援します。

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- 在宅医療・介護の連携強化
- 認知症施策の推進
- 高齢者の尊厳の保持
- 市民相互の支え合いによる地域づくり
- 安全・安心な環境づくりの推進

基本目標2：すこやかな生活と生きがいづくり

高齢者がその有する能力に応じ健康で自立した生活を送れるように、住民主体の通いの場における介護予防活動を一層支援するとともに、フレイル対策等の介護予防と生活習慣病予防のための保健事業を一体的に取り組んでいきます。

ひとり暮らし高齢者等の生活支援や、認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援などニーズを踏まえた各種取組を推進します。

高齢者が生きがいや社会的役割を持ち、助け合いながら暮らせる社会の実現に向け、さまざまな分野でいきいきと活動していけるよう社会参加活動や生きがいづくりを支援していきます。

- 健康づくりと介護予防の推進
- 生活支援対策の推進
- 生きがい対策の推進

基本目標3：介護サービスの充実

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域の特性に応じた介護サービス基盤を計画的に確保していきます。

居宅要介護者の在宅生活を支える地域密着型サービスの普及と充実を図ります。

介護サービス事業所と連携を図り、ケアマネジメントの質の向上や人材確保の支援を推進するとともに、介護現場の生産性向上に向けた取組を推進します。

介護給付の適正化に向けて、事務負担軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施し、更なる充実を図ります。

- 介護サービス基盤の整備
- 介護保険事業の円滑な運営
- 介護サービスの適正な提供

3 児童福祉対策

少子化の進行、核家族化、共働き家庭の増加並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応し、子どもや子どもを養育している保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現と、安心して子どもを育てることができる環境づくりのため、子ども・子育て支援法、児童福祉法等、子どもに関する法律による様々な施策を展開していきます。また、要保護児童対策として、地域子育て支援センターや保育園、幼稚園等との連携を図り、要保護児童の早期発見や問題ケースへの対応を引き続き実施していきます。

■施策の展開方向■

- 「結城市こども計画（第3期結城市子ども・子育て支援事業計画）」に沿って事業を推進します。
- 要保護児童等の問題解決を図るために「要保護児童対策地域協議会」を適切に運営していきます。
- 総合的な地域の子育て支援のため、地域子育て支援センター事業の充実を目指します。
- 放課後児童の健全な育成のため、放課後子ども総合プラン推進事業（放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業）を推進します。

4 障害者（児）の福祉

障害のある人の地域生活を支援するために、「障害のある人も ない人も 互いに人格と個性を尊重し 支えあえるまちの実現」に向けた「第3次結城市障害者プラン」を策定しました。令和3年4月に「市障害者基幹相談支援センター」を直営で設置し、今後も、「だれもが 自分らしく いきいきと暮らす 結城」の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

■施策の展開方向■

○生活支援の充実

障害のある人もない人も大切な人として認められ、日常生活・社会生活を営むことができるよう障害福祉サービス等の支援を行います。

○情報アクセシビリティの向上

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思疎通やコミュニケーションを行うことができるように情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるバリアフリー化を推進します。

○保健・医療の充実

障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス等を受けることができるよう提供体制の充実を図ります。

○社会参加の支援・促進

障害のある児童生徒一人一人が、年齢と能力に見合った形で学習しやすいようにし、障害の有無に関わらず、児童生徒と一緒に勉強することができるよう教育の充実を図ります。また、障害のある人が文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう環境の整備等を推進します。

○雇用・就業、経済的自立の支援

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲がある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、また、一般就労が困難な人には就労継続支援事業所等での工賃水準が向上するように支援を行います。あわせて年金等の支給や経済的負担の軽減等による経済的自立も支援します。

○生活環境の充実

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、障害がある人のための住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を図り、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

○安心・安全の確保

障害のある人が地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を行います。

○差別解消及び権利擁護の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。あわせて、障害者虐待の防止等、障害のある人の権利擁護のための取り組みを推進します。

5 生活の保障

(1) 母子・父子福祉（ひとり親家庭）

増加するひとり親家庭に対し、経済的援助に加え、様々な養育不安に対する相談に応じ、生活の安定と自立を促進するための支援を行います。

■施策の展開方向■

- 家庭相談員によるきめ細かな相談で、適正な児童養育の向上を図ります。
- ひとり親家庭等に対し各種手当を支給し、経済面での支援を行います。
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付事業を推進し、生活の安定に寄与します。

(2) 低所得者福祉

生活保護は、日本国憲法に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とするものです。

生活保護制度は、これまでに老齢加算の廃止・母子加算の廃止及び復活・ひとり親世帯就労促進費の新設及び廃止・学習支援費の新設等、生活保護基準の見直しが実施されています。

その他、自立支援プログラムの実施をはじめ、生活保護受給者等就労自立促進事業の活用、ハローワークと連携した就労支援を実施し、今後も引き続き、当該制度の適切な実施運用を図り被保護者の自立促進に努めます。また、平成 20 年度には中国残留邦人等に対する支援給付制度が新設され、これまでの生活保護制度から支援給付に移行して支援を行っています。

平成 27 年度からは、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法が施行され、自立相談支援員による面接相談、自立支援プランによる支援、住居確保給付金の支給等、困窮者の自立に向けた支援事業を開始しました。

また、生活困窮世帯の子どもが将来困窮するという負の連鎖に陥らせないことを目的に、平成 28 年度から「子どもの学習支援事業」を開始し、困窮世帯の小中高生を対象にした学習支援事業を実施しています。さらに、直ちに就労への移行が困難な生活困窮者に対し、基礎能力の形成を支援する、就労準備支援事業を実施します。また、家計管理ができない等、問題のある世帯を、家計簿のつけ方や支出管理を支援し、安定した生活を送れるようにする家計改善支援事業も実施します。

令和 7 年度からの新規事業として、居所を失った生活困窮者に一定期間衣食住を提供し、その間に訪問による見守りや生活を支援する「居住支援事業」を実施します。

■施策の展開方向■

- 自立に向けた適切な支援（自立支援プログラムの有効活用）
- 生活保護制度を必要とする方への適切な支援の実施
- 生活困窮者自立支援事業の実施
 - ・自立相談支援事業
 - ・子どもの学習支援事業
 - ・住居確保給付金
 - ・就労準備支援事業
 - ・家計改善支援事業
 - ・居住支援事業

6 援護事務

終戦から今年度で 80 年が経過するなかで、戦争を知らない世代が大半を占めるようになり、戦禍の記憶が風化していると言われています。戦争の惨禍と平和の尊さを後世に伝える事業を進めていきます。また、戦傷病者・戦没者遺族の高齢化が進んでいるため、援護事務の円滑な執行と必要な援助・配慮に努めます。

■施策の展開方向■

- 市主催により戦没者追悼式を挙ります。
- 戦傷病者・戦没者遺族に対する援護事務の円滑な執行に努めます。

7 社会福祉の民間活動

(1) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法により設置され、また、児童福祉法により児童委員も兼ねており、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める篤志奉仕者です。

現在、地域の相互扶助機能の弱体化、地域住民相互のつながりの希薄化などにより、民生委員・児童委員の活動は、福祉行政の協力機関としての活動だけでなく、一人暮らし高齢者や障害者の見守りなど、住民に最も近い奉仕者としての活動が求められ、民生委員・児童委員の活動に占める割合も大きくなってきています。

今後も、民生委員・児童委員との連携を図り、地域福祉を充実させていきます。

■施策の展開方向■

- 民生委員・児童委員との連携を強化し、活動を支援します。
- 民生委員・児童委員協議会の運営を支援します。

(2) 社会福祉法人 結城市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設立された地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指しています。

また、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施等を行う市、県、国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。

社会福祉協議会の活動は、住民ニーズの基本の原則、住民活動主体の原則、民間性の原則、公私協働の原則、専門性の原則が基本にあり、その機能として、住民ニーズ・社会福祉課題の明確化及び住民活動の推進機能、公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整機能、福祉活動・事業の企画及び実施機能、調査研究・開発機能、広報・啓発機能、地域の福祉活動・事業の支援機能が期待されています。

■施策の展開方向■

- 社会福祉協議会と福祉事務所が協力、連携して事業が実施できるよう調整を図ります。
- 社会福祉協議会へ福祉施策の一部を委託します。

○結城市地域福祉活動計画の推進を支援します。

(3) 公益社団法人 結城市シルバー人材センター

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者が「自主・自立・共同・共助」を基本理念とし、自ら培ってきた知識や経験、能力等を活かすことのできる地域に密着した「臨時的・短期的な就業の場」を提供することにより、さまざまな社会参加を通じて高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の活動に貢献しています。

■施策の展開方向■

○会員の就業機会の確保と安全・適正就業の徹底を図ります。

＜就業内容＞

分野別	内 容
専門技術分野	給食配送
事務分野	一般事務、毛筆賞状書き、宛名書き
管理分野	施設管理
技能分野	植木手入れ、ふすま・障子張替え、大工作業（小修理程度）、刃物研ぎ
軽作業分野	刈り払い、除草、殺虫剤散布、公園清掃、工場内外軽作業

Ⅲ 令和7年度福祉関係予算

(単位：千円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	増減率(%)
一般会計総額	22,162,000	20,575,000	1,587,000	7.7
内 民生費	7,917,061	7,876,347	40,714	0.5
内 福祉事務所関係予算	6,756,254	6,656,809	99,445	1.5
介護保険特別会計	3,925,600	3,872,000	53,600	1.4

民生費の内訳

○丸数字は、福祉事務所関係予算

(単位：千円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	増減率(%)
1 社会福祉費	3,752,508	3,961,968	△209,460	△5.3
①社会福祉総務費	629,653	890,970	△261,317	△29.3
2 国民年金費	15,463	15,546	△83	△0.5
③障害者福祉費	1,234,119	1,137,485	96,634	8.5
④老人福祉費	710,341	695,185	15,156	2.2
5 医療福祉費	333,507	309,098	24,409	7.9
6 人権推進費	53,639	45,762	7,877	17.2
7 隣保館費	42,537	140,361	△97,824	△69.7
⑧障害者福祉センター費	12,336	13,578	△1,242	△9.1
⑨生きがいふれあいセンター費	5,252	5,212	40	0.8
10 後期高齢者医療給付費	715,661	708,771	6,890	1.0
2 児童福祉費	3,381,810	3,126,045	255,765	8.2
①児童福祉総務費	146,930	147,663	△733	△0.5
②児童措置費	2,554,324	2,349,625	204,699	8.7
③母子福祉費	178,675	177,102	1,573	0.9
④保育所費	374,803	321,709	53,094	16.5
⑤放課後児童健全育成費	127,078	129,946	△2,868	△2.2
3 生活保護費	781,818	787,309	△5,491	△0.7
①生活保護総務費	58,164	48,738	9,426	19.3
②扶助費	723,654	738,571	△14,917	△2.0
4 災害救助費	925	1,025	△100	△9.8
①災害救助費	925	1,025	△100	△9.8

介護保険特別会計（歳出）の内訳

（１）介護保険事業勘定

（単位：千円）

区分	本年度 予算額	構成比(%)
1 介護保険総務費	133,778	3.4
（１）総務管理費	89,972	2.3
（２）徴 収 費	4,038	0.1
（３）介護認定費	39,768	1.0
2 保険給付費	3,530,004	90.0
（１）介護サービス等諸費	3,127,936	79.7
（２）介護予防サービス等諸費	202,921	5.2
（３）高額介護サービス費	77,406	2.0
（４）高額医療合算介護サービス等費	10,873	0.3
（５）特定入所者介護サービス等費	107,923	2.7
（６）その他諸費	2,945	0.1
3 地域支援事業費	257,228	6.5
（１）介護予防・生活支援サービス事業費	130,717	3.3
（２）一般介護予防事業費	7,108	0.2
（３）包括的支援事業・任意事業費	119,403	3.0
4 基金積立金	1,560	0.0
（１）基金積立金	1,560	0.0
5 諸支出金	2,030	0.1
（１）償還金及び還付加算金	2,030	0.1
6 予備費	1,000	0.0
（１）予備費	1,000	0.0
合 計	3,925,600	100.00

○集計結果は、四捨五入しており、項目ごとの合計が合わない場合があります。

Ⅳ 令和7年度事業予算

社会福祉課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)
社会福祉協議会運営費補助事業	社会福祉協議会の職員人件費の補助を行う。	41,784
民生委員補助事業	民生委員児童委員協議会に対する運営費の補助を行う。	3,056
遺族連合会補助事業	遺族連合会に対する運営費の補助を行う。	50
社会を明るくする運動	社会を明るくする運動推進委員会を設置し、犯罪・非行の防止と罪を犯した人の立ち直りを支える運動を展開していく。	122
避難行動要支援者対策事業	要支援者名簿及び個別計画を作成し災害時に避難行動要支援者が速やかに避難できるようにする。	2,188
民生委員推薦会運営事業	民生委員・児童委員に適格な選出の母体となる推薦会を運営する。	69
戦没者追悼式開催事業	先の大戦において亡くなられた方々に対し、追悼の意を表し平和を祈念する追悼式を開催する。	891
生活困窮者自立支援事業	生活に困窮している方に対し、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことによって、生活基盤の安定と自立の促進を図る	16,849
障害者介護給付事業	障害者の程度が一定以上の方に対し日常生活や療養に必要な介護サービスを提供する。	528,979
	①居宅介護費 49,148 千円	
	②重度訪問介護費 31,860 千円	
	③行動援護費 111 千円	
	④重度障害者等包括支援費 308 千円	
	⑤短期入所費 11,550 千円	
	⑥療養介護費 18,109 千円	
	⑦生活介護費 305,178 千円	
	⑧施設入所支援費 108,867 千円	
	⑨同行援護費 3,848 千円	
障害者訓練等給付事業	障害者が自立して地域で暮らしていくために必要な知識や技術を身につけられるよう支援する。	580,192
	①自立訓練費 9,725 千円	
	②就労移行支援費 6,076 千円	
	③就労継続支援費(A型・B型) 376,421 千円	
	④共同生活援助費 187,669 千円	
	⑤就労定着支援費 205 千円	
	⑥自立生活援助費 96 千円	
障害者補装具給付事業	身体障害児・者の身体上の障害を補うため義肢や補装具、車いす、歩行器、盲人安全つえ等の補装具の購入・修理に要した費用を給付する。	9,933

社会福祉課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)
障害児支援事業	障害児の日常生活や集団生活に必要な訓練等を行い、発達や自立を支援する。 ①障害児相談支援費 12,124 千円 ②児童発達支援 72,194 千円 ③放課後等デイサービス 260,498 千円 ④保育所等訪問支援 384 千円 ⑤高額障害児通所給付費 128 千円 ⑥医療型児童発達支援 119 千円 ⑦小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費 169 千円 ⑧居宅訪問型児童発達支援費 825 千円	346,441
地域相談支援事業	障害者の長期入院・長期入所から円滑に地域に移行できるよう支援する。また、適切な障害福祉サービスの利用となるよう課題解決のための個別サービス等利用計画を作成する。 ①地域移行支援費 97 千円 ②地域定着支援費 33 千円 ③計画相談支援費 20,217 千円	20,347
障害者自立支援等医療事業	心身の障害を軽減するための医療費の自己負担を軽減する。原則利用者1割で、その負担を除いた分を支給する。 ※所得による負担上限月額設定あり	34,155
高額障害福祉サービス事業	①高額障害福祉サービス等給付事業 200 千円 同世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合等で合算支払額が所得に応じた上限額を超えた場合に支給する。 ②新高額障害福祉サービス等給付事業 21 千円 障害福祉サービスに相当する介護保険サービス利用の自己負担分を償還払いして利用者負担を軽減する。	221
障害者相談支援事業	関係機関との連携により、障害者への情報提供や権利擁護に必要な支援等を行い、地域で自立し安心した日常生活・社会生活を営むことができるよう相談支援体制の整備を図る。	831
障害者成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援し障害者の権利擁護を図る。	1,216
障害者居宅生活支援事業	障害を持っていても地域で生活できるよう必要な日中活動を支援する。 ①障害者意思疎通支援委託事業 978 千円 ②精神障害者地域活動支援センター委託事業 2,431 千円 ③精神障害者地域活動支援センター負担金 274 千円 ④障害者移動支援事業 1,200 千円 ⑤障害者日中一時支援事業 3,627 千円 ⑥障害者訪問入浴サービス事業 4,469 千円	12,979
障害者等日常生活用具給付事業	障害者の日常生活の便宜を図るため、障害の種別に応じた福祉用具（特殊寝台、たん吸引器、ストマ装具等）の費用を給付する。 ※原則1割の自己負担あり	13,000
障害者就労支援事業	障害者の社会復帰促進のため、障害者施設等に入所又は通所し自立訓練又は就労移行支援を利用している者が訓練に必要な物品を購入するために更生訓練費を支給する。	38
障害者社会参加促進事業	障害者の社会参加を促進する。 ①レクリエーション活動等支援事業 ②芸術文化活動振興事業 ③点字・声の広報等発行事業 ④奉仕員養成研修事業(手話・朗読奉仕員) 計 1,757 千円 手話通訳者資格取得等助成金 165 千円 障害者自動車運転免許取得費等助成 200 千円	2,122

社会福祉課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)
障害者理解促進事業費	障害のある人が日常生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくし、共生社会を実現するため、市民に対して障害への理解を深める学習会を開催する。	47
自発的活動支援事業	共生社会の実現を図るため、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族が自発的に行う活動を支援する。	122
特別障害者手当支給事業	在宅の重度障害者・児（身体及び精神）で、常時日常生活への援助を必要としている者に手当を支給する。 ※所得制限あり 支給額 特別障害者手当 29,590 円/月 障害児福祉手当 16,100 円/月	13,541
心身障害者（児）通院等交通費助成事業	心身障害者（児）の治療及び機能回復訓練のために要するタクシー代の一部助成を行う。自動車税の減免を受けていない者 ※対象障害要件あり ◎月上限額 5,000 円	974
難病患者福祉手当支給事業	難病患者のうち、茨城県指定難病特定医療費受給者証の交付を受けた方に対して手当を支給する。 ◎年1回 年額 10,000 円/人	2,800
障害者手帳交付診断書料助成金	障害者手帳（身体障害者・精神障害保健福祉）の申請時に必要な診断書料の助成を行う。 ◎対象者=市民税非課税世帯 ◎上限額=1通につき 2,500 円	53
地域自殺対策強化交付金事業	自殺者数の減少を目的として、自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応ができる人（ゲートキーパー）を養成するための研修会を実施する。	268
障害者虐待防止対策支援事業	「結城市障害者虐待防止センター」として、虐待通報時の対応、障害者及び養護者に対しての相談、虐待時対応のための体制整備等を行う。	286
障害者差別解消推進事業費	障害者差別解消法に基づく対応要領により、本市新規採用職員研修を行う。また、障害差別に関する相談窓口として、障害児者等からの相談に応じ、解消に向けた支援を行う。	6
障害者福祉センター運営管理経費	障害者福祉センターの指定管理者運営管理経費及び市直接経費	12,336
在宅障害児福祉手当支給事業	在宅で 20 歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を所持する児童のうち、一定以上の障害程度を有する児童の保護者に手当を支給する。 ※障害児福祉手当受給者は除外 ◎月額 3,000 円	3,924
特別児童扶養手当交付事務経費	特別児童扶養手当に係る事務経費	106
軽度・中等度難聴児補聴器購入助成金	軽度・中等度の難聴児へ早期に補聴器利用を行うことで健全な発達を支援する。	80

社会福祉課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)
生活保護適正実施事業	生活保護事務の適正化を推進する。 診療報酬明細書点検、被保護者健康管理支援事業の実施等	1,614
生活保護事業	生活に困窮する者に対し、最低生活の保障と自立の促進を図る。 生活扶助費 246,739 千円 住宅扶助費 100,201 千円 教育扶助費 1,825 千円 医療扶助費 332,208 千円 出産扶助費 1,095 千円 生業扶助費 1,710 千円 葬祭扶助費 2,822 千円 介護扶助費 20,322 千円 施設事務費 11,718 千円 就労自立給付金 250 千円 進学準備給付金 100 千円 日常生活支援委託事務費 1,057 千円	720,047
中国残留邦人生活支援給付事業	中国残留邦人等支援法に基づき、中国残留邦人等に対する支援策を実施する。 生活支援給付費 865 千円 住宅支援給付費 453 千円 医療支援給付費 1,860 千円 介護支援給付費 240 千円 葬祭支援給付費 189 千円	3,607
災害救助費	罹災者に対する結城市災害救助条例に基づく見舞金	425
物価高騰対応重点支援給付金給付事業	低所得者支援として住民税非課税世帯に対し給付を実施する。	165,550

子ども福祉課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)
いばらき出会いサポートセンター運営費負担金	いばらき出会いサポートセンター運営費負担金	68
保育連絡会補助事業	結城市保育連絡会の行う研修事業に対する補助を行う。	144
こども家庭センター運営事業	こどもが安心して健やかに成長できるよう、母子保健と児童福祉の事業を一体的に実施し、妊娠期から社会的自立までの切れ目のない支援を行う。	9,992
要保護児童対策事業	児童虐待をはじめとする困難事例への対応を行う関係機関の連携及び必要な情報の共有化を推進し、要保護児童の適切な保護並びに要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、結城市要保護児童対策地域協議会を運営する。	312
児童手当支給事業	【制度改正前 R6.9月まで】 中学校修了前の子どもを養育している者に対し、児童手当を支給する（所得制限あり）。 ◎3歳未満 一律 15,000 円 ◎3歳以上小学校終了前 10,000 円(第3子以降は 15,000 円) ◎中学生 一律 10,000 円 *児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律 5,000 円を支給する。 【制度改正後 R6.10月から】 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを養育している者に対し、児童手当を支給する。 ◎3歳未満 一律 15,000 円(第3子以降は 30,000 円) ◎3歳以上 一律 10,000 円(第3子以降は 30,000 円)	1,059,840
施設型給付事業(民生費)	入所申込み児童を市が確認した特定保育施設に委託し、その保育に係る運営費を支給する（子ども・子育て支援法により）。 結城明照保育園・みくに保育園・かなくぼ保育園・結城ふたば保育園・つくば保育園・たま保育園・結城あすなろ保育園・玉岡堯舜認定こども園（保育部分）・その他（市外公立、私立特定保育施設）	1,038,756

子ども福祉課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)
民間保育所補助事業	市内特定保育施設に対し、運営費等の一部を助成する。 ・民間保育所運営費補助金 1人当たり 150 円/月 ・民間保育所等乳児等保育事業補助金 1歳児 1人当たり 5,000 円/月 ・保育所地域活動事業補助金 世代間交流事業、異年齢児交流事業 園児割 1人当たり 200 円×事業数 施設割 1園当たり 40,000 円 ・障害児保育事業補助金 重度障害児 1人当たり 75,400 円/月 軽度障害児 1人当たり 18,000 円/月 ・保育体制強化事業 保育士の負担を軽減するため、保育施設の清掃や給食の配膳など周辺業務を行う保育士の資格を持たない保育支援者の配置に要する費用を補助する。 ・保育補助者雇上強化事業補助金 保育士の負担を軽減するため、保育士と共同で保育を行う保育士の資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇い上げに必要な費用を補助する。 ・保育所等安全対策事業補助金 睡眠中の事故防止対策に必要な備品等の購入費を補助する。 ・保育所等業務効率化推進事業補助金 保育士の業務負担軽減のため、業務の ICT 化に係る費用を補助する。	52,014
保育士人材確保事業	市内保育所等に就職した保育士への祝金支給、潜在保育士等への施設見学ツアーを実施し保育士の確保を図る。	513

子ども福祉課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)
斜視・弱視児用矯正眼鏡購入等助成事業	斜視・弱視で義務教育を受けている9歳以上の者に眼鏡やコンタクトレンズの購入及び修理に要した費用を助成する。 眼鏡等の購入及び修理に要した費用の1/2 上限 20,000 円	200
ママパパ子育て応援事業	就学前の児童を養育している保護者の心身のリフレッシュのため一時預かり事業の利用券を交付する。 一時預かり保育サービス利用券（1時間分×24枚）を交付	600
子育て世帯すこやか祝金支給事業	1歳と3歳の誕生日を迎える児童を養育している方に子育て世帯すこやか祝金を支給し、子育て世帯を支援する。 支給額 子ども一人当たり3万円	15,700
児童扶養手当支給事業	父母の離婚等により、父又は母と生計を共にしていない児童を養育している父又は母及び養育している者に対し支給する（所得制限あり）。 全部支給 46,690 円 一部支給 46,680 円～11,010 円 第2子加算 11,020 円～ 5,520 円 第3子加算 11,020 円～ 5,520 円	171,752
地域子育て支援事業(民生費)	・病児保育事業 児童が病気で、かつ、集団保育が困難な期間において、病院に付設された専用スペースでの保育を実施する。 ・ファミリーサポートセンター事業 結城市社会福祉協議会に委託し、協力会員と利用会員をコーディネーターが調整し子育ての相互支援を行う。 利用料金1時間 600 円 700 円(祝祭日、土日、早朝、夜間) ・延長保育事業 保育標準時間(11時間)又は保育短時間(8時間)認定児童を認定された時間を超えて保育を実施している保育所等に補助する。 民間保育所5箇所 ・病児保育事業(体調不良児対応型) 児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保育所等に看護師等を配置することにより、緊急的な対応を図る。 みくに保育園、たま保育園、結城ふたば保育園 ・地域子育て支援センター事業 子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施している民間子育て支援センターを設置しているものへ補助する。 つくば子育て支援センター ・一時預かり保育促進事業 保護者の急病や入院・育児疲れ等に伴う一時的な保育を実施している保育所へ補助する。 みくに保育園、結城ふたば保育園、たま保育園、かなくぼ保育園 ・子育て短期支援事業 一時的に家庭での養育が困難になった児童に必要な養育を実施する。 乳児院1箇所、児童養護施設3か所	54,964
母子家庭等高等職業訓練促進給付事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が経済的な自立に効果的な資格を取得するため給付金を支給する。	5,120

子ども福祉課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)
公立保育所運営事業	公立保育所（城西、山川、上山川）で児童を保育する。	351,776
公立保育所施設整備事業	山川保育所の受変電設備の改修工事を行う。	6,105
子育て広場推進事業	子育て中の親子が相互交流を行える常設ひろばで開設する団体に補助をする。	1,130
地域子育て支援センター運営事業	子育て拠点施設である市子育て支援センターを運営する。	16,922
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校の留守家庭児童を対象に学童保育を実施する。 結城小（3学童）、結城西小（3学童）、城南小（2学童）、城西小（2学童）、江川北小、絹川小、上山川小、山川小、江川南小	127,078
地域子育て支援事業(教育費)	・ 幼児教育支援事業 地域交流事業を実施する幼稚園に補助する。 ・ 一時預かり事業 通常教育時間以外の在園児の預かりを実施する施設型給付を受ける幼稚園及び認定こども園に対し補助をする。	3,925
施設型給付事業費(教育費)	市が確認した特定教育施設で児童を教育するための運営費を支給する（子ども・子育て支援法により）。 ・ つくば幼稚園 ・ 富士見幼稚園 ・ 玉岡堯舜認定こども園（教育部分） ・ その他（市外私立特定教育施設）	231,660
放課後子ども教室推進事業	放課後に児童の安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、体験活動を推進する。 結城小、結城西小、絹川小、結城特別支援学校	2,074

介護福祉課（一般会計）

事業名	事業の概要	予算額 (千円)
養護老人ホーム措置事業	居宅において生活することが困難な状態にある高齢者に対し老人福祉法第5条の4及び第11条に規定する措置を行う。	22,383
シルバー人材センター運営事業	シルバー人材センターに管理費及び事業費に対する補助を行う。	7,480
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム整備事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯（どちらか一方が要介護4以上）が急病等の際に24時間対応のコールセンターに通報できる緊急通報装置を設置し、日常生活の不安の解消を図る。なお、利用者の所得に応じ、利用者負担額がある。	2,858
ひとり暮らし老人愛の定期便事業	ひとり暮らし高齢者の安否確認、孤独感の解消を図るため乳酸飲料の配達を行う。	1,498
敬老祝金事業	米寿（88歳）・百寿（100歳）の誕生日を迎える高齢者に対し、敬老祝金を贈り、長寿を祝う。 ・88歳（米寿） 祝い金 5,000円 ・100歳（百寿） 祝い金 10,000円＋花束＋ほう状	2,000
家族介護助成金支給事業	満70歳以上の在宅で介護を受ける要介護4・5認定のねたきり高齢者（3か月以上）及び認知症高齢者を介護する家族に支給する。 月額 3,000円	1,440
高齢者地域支援体制整備事業（ふれあい相談）	高齢者等が日常生活で抱える各種の問題に対し、相談員による適切な助言や指導を行う。 ・法律相談 毎月第2・4金曜日（要予約）	600
老人クラブ関係補助事業	老人クラブ活動への支援事業として補助を行う。 ・老人クラブ補助金 ・老人クラブ連合会補助金	1,247
施設運営管理事業（生きがいふれあいセンター）	高齢者等にふれあいの場を提供し、生きがい活動、健康増進及び介護予防を推進する。	5,252
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費	国保データベースシステム等を活用し、地域の健康課題を分析し、分析結果に基づいた保健事業と介護予防事業を一体的に実施していく。	761
高齢者移動支援事業	高齢者の移動手段確保のための実証実験として、市がタクシーを高齢者移動支援用として借上げ、定額で利用できるサービスを実施する。	7,121
介護保険サービス社会福祉法人等減免助成事業	社会福祉法人等が、特に生計の困難な利用者に対して、利用促進及び経済的負担の軽減を目的として、当該法人が提供する対象サービスの利用者負担の1割負担分、食費及び居住費（滞在費）の利用者負担分の25%を減免する。	97

介護福祉課（特別会計）

事業名	事業の概要	予算額 (千円)
基準型訪問・通所介護予防事業	介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービスを実施する。 ・訪問型サービス（訪問介護員による身体介護、生活援助） ・通所型サービス（食事、入浴、生活機能の向上のための機能訓練）	118,048
緩和基準型訪問介護予防事業	介護予防訪問介護相当の人員基準等を緩和したサービスを実施する。 ・訪問型サービス（訪問介護員等による身体介護を除いた、生活援助、見守り援助）	943
高額介護予防・生活支援サービス事業	介護予防・生活支援サービス事業利用者がサービスを利用して、自己負担額が一定額を超えた場合、その超えた分に対して支給を行う。	220
高額医療合算介護予防・生活支援サービス事業	介護予防・生活支援サービス事業利用者世帯において、医療及び介護サービスの自己負担が高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について支給を行う。	150
介護予防ケアマネジメント事業	地域包括支援センター等が、総合事業利用者に対しサービスを適正に提供できる為に作成したケアプランについて作成費用を支払う。	10,783
健康教育事業	運動機能向上教室、生活機能向上リハビリ教室、生きがい講座、いきいきヘルス体操教室、介護予防教室を実施し、高齢者の健康づくりと介護予防の促進を図る。	6,321
地域介護予防活動支援事業	介護予防サポーター、シルバーリハビリ体操指導士の育成を行うことにより、高齢者サロンなどの住民相互による地域に根差した介護予防に資する多様な地域活動の支援を実施する。	262
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所サービス、訪問サービス、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進する。	525
総合相談事業	高齢者及びその家族の様々な相談窓口として、地域包括支援センターの専門職（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）が対応し、必要に応じて適切な機関、制度やサービスにつなぎ、総合的に支援を行う。	66,000
権利擁護事業	高齢者虐待に関する相談、連絡、通報等を行い、関係機関との連携体制の強化、虐待防止に向けた啓発活動を行う。高齢者の生活権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進する。	162
在宅医療・介護連携推進事業	高齢者が住み慣れた地域で、最期まで自分らしく暮らし続けられるよう医療と介護を一体的に提供する体制整備を図る（在宅での医療等の相談窓口として、在宅ケア相談センターを委託する。）。	7,537

介護福祉課（特別会計）

事業名	事業の概要	予算額 (千円)
生活支援体制整備事業	多様な主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進に向け、生活支援、介護予防の基盤整備を図る（協議体の活動支援、生活支援コーディネーター配置）。	7,200
認知症初期集中支援推進事業	認知症が疑われる高齢者等に対して、必要な医療や介護の導入・調整、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うために、多職種の専門職チームによる活動を実施する。	126
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症の方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関との連携体制の構築や、高齢者やその家族等への相談支援を行う。	164
地域ケア会議推進事業	支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うため、多様な関係者でケースを検討することによって共有された地域課題を地域づくりや政策形成につなげる。 ・地域ケア推進会議の開催 ・地域ケア会議の支援	157
家族介護支援事業	・高齢者を在宅で介護している方のリフレッシュを図るため、家族介護者交流会を実施する。 ・ねたきり高齢者等を介護している方の経済的負担を軽減するため、介護用品購入費を助成する。 ・認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する普及啓発活動を実施する。	836
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用に伴い、補助を受けないと利用が困難な方へ必要経費を助成する。	1,965
地域自立生活支援事業	高齢者の食の自立と生活の質の確保を図るため、調理が困難な高齢者に配食サービスを提供し、栄養管理及び安否確認を実施する。	4,084

V 各種社会福祉制度

1 障害者（児）福祉

（社会福祉課 障害福祉係 TEL34-0438 FAX33-6628）

サービスの種類	内 容
<手帳交付> ●障害者手帳交付	手帳を所持することにより各種サービスを受けることができます。 ○身体障害者手帳 身体に永続的な障害がある方に交付（市） ○療育手帳 児童相談所等で知的障害者と判定された方に交付（県） ○精神障害者保健福祉手帳 精神疾患を有し日常生活に支障のある方に交付（県）
<自立支援給付> ●訪問系サービス	障害者等（障害者、障害児、難病（対象疾患のみ））の自宅を訪問して在宅生活を支援するサービスです。 ○居宅介護 ※障害支援区分認定要す。 自宅で入浴、排せつ、食事等の介護や調理、掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言その他生活全般に渡る援助を行います。 ○重度訪問介護 ※障害支援区分認定要す。 重度の障害（肢体不自由・知的・精神障害）があり常に介護が必要な方に対し、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護や調理、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般に渡る援助や外出時の移動中の介護を行います。また、見守り等の支援も含みます。 ○同行援護 ※障害支援区分認定要す。 視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に対し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む。）、移動の援護、排せつ及び食事の介護その他必要な援助を行います。 ○行動援護 ※障害支援区分認定要す。 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難があり、常に介護が必要な人に対し行動する際に生じる危険回避のための援助や外出の移動中の介護、排せつ及び食事等の介助等を行います。 ○重度障害者等包括支援 ※障害支援区分認定要す。 寝たきり状態など重度の障害のある方に対し、居宅介護等の訪問系サービスや生活介護等の通所系サービスを組み合わせて、包括的に提供します。
●日中活動系サービス	施設で昼間の活動を支援するサービスです。 ○生活介護 ※障害支援区分認定要す。 常に介護が必要な障害者の方に、日中、施設で食事や入浴、排せつの介助などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練） 入所施設・病院を退所・退院した方や特別支援学校を卒業した方など地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上訓練が必要な障害者等の方に、一定期間の訓練を行います。 ○就労移行支援 一般企業への就職を希望する 65 歳未満の障害者の方に対し、一定期間就労に必要な訓練を行います。 ○就労継続支援（A型＝雇用型、B型） 一般企業での就労が困難な方に、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対し一般就労等の移行に向けて支援します。 A型＝65 歳未満 ○就労定着支援 就労移行支援等を利用し一般就労した人との相談を通じて、生活課題の把握・解決や企業、関係機関等との連絡調整など支援

1 障害者（児）福祉

（社会福祉課 障害福祉係 TEL34-0438 FAX33-6628）

サービスの種類	内 容
●日中活動系サービス	○自立生活援助 施設やGH等から一人暮らしに移行した者へ定期的な訪問、随時対応を行って地域生活を支援します。 ○療養介護 ※障害支援区分認定要す。 常に介護を必要とする障害者の方のうち、長期の入院を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護及び日常生活上の介護を行います。 ○短期入所 ※障害支援区分認定要す。 介護者が、病気などの理由により介護することが困難になった場合に、短期間、施設に入所していただき入浴、排泄及び食事その他の必要な支援を行います。
●居住系サービス	入所施設やグループホームなどの夜間のサービスです。 ○施設入所支援 ※障害支援区分認定要す。 施設に入所している障害者の方（夜間に介護が必要な方、入所しながら訓練等を実施することが必要な方、通所が困難な自立訓練を利用し、又は就労移行支援を利用している方）に対して、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。 ○共同生活援助（グループホーム）※一部障害支援区分認定要す 地域で共同生活を営むのに支障のない障害者の方（就労し又は就労継続支援等の日中活動等を利用している方）に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居において相談その他の日常生活所上の援助を行います。
●相談支援給付	障害のある方や家族の相談に応じるとともに、関係機関と連携し調整を図る等必要な支援を行います。 ○計画相談支援 障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用のためにサービス等利用計画案及び計画作成や見直しを行います。 ○地域移行支援 入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって、関係機関と連携し地域移行に向けた支援を行います。 ○地域定着支援 入所施設や精神科病院から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方に対し地域生活を継続するために支援を行います。
●補装具費の支給	身体障害者手帳所持している方及び難病患者の方に、身体上の障害を補うための用具（補装具）の購入又は修理に必要な費用を支給します。 ※助成金額に上限あり
●自立支援医療の給付	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。※所得制限あり ○更生医療 対象者：身体障害者手帳を所持している 18 歳以上の方 ○育成医療 身体に障害のある児童（18 歳未満）又はそのおそれのある児童が、早い時期に手術等の治療を行うことにより、障害の軽減を図り、生活能力が得られる医療を受けた場合に、医療費の自己負担額を軽減します。 ○精神通院医療 ※実施主体（県） 精神疾患で通院されている方が、安定して治療を受けることができるように、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費の一部を公費負担します。

1 障害者（児）福祉

（社会福祉課 障害福祉係 TEL34-0438 FAX33-6628）

サービスの種類	内 容
<地域生活支援事業>	
●成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でないために、日常生活を営むのに支障のある知的障害者及び精神障害者の財産管理や日常生活等での契約を行う際に、不利益を被らないように支援する成年後見制度の利用を支援します。
●意思疎通支援事業	意思の伝達に支援が必要な障害者等に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
●日常生活用具給付事業	重度の在宅障害者・児（身体・知的・精神・難病等）に、自立した日常生活を支援する用具の費用の全部又は一部を支給し、又は貸与します。
●小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童に対して、特殊寝台等の日常生活用具の費用の全部又は一部を支給します。
●移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に移動を支援します。
●日中一時支援事業	日中、障害者（児）を一時的に預かることで、家族の就労支援及び家族の一時的な休息のための支援を行います。
●訪問入浴サービス事業	自宅で入浴することができない重度の身体障害のある人に対して、自宅に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを提供します。
●地域活動支援センター	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために、通所による創作活動、生活活動の機会の提供、社会との交流促進その他の支援を行います。
●障害者更生訓練費の支給	自立訓練施設や更生援護施設等に入所又は通所をし、自立訓練や就労移行支援を利用している生活保護又はこれに準じる低所得者の人に、訓練に必要な物品の購入費用を支給して障害者の社会復帰を促進します。

1 障害者（児）福祉

（社会福祉課 障害福祉係 TEL34-0438 FAX33-6628）

サービスの種類	内 容
<障害児支援> ●障害児支援事業	<障害児通所支援サービス> ○児童発達支援 療育が必要な未就学児に対し、通所により、日常生活の基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。 ○放課後等デイサービス 支援が必要な就学児に対し、授業の終了後や学校の休業日に、通所により、生活能力向上の訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行います。 ○保育所等訪問支援 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。 ○高額障害児通所給付 サービス利用者が複数いる世帯等への給付を行います。 ○医療型児童発達支援 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、児童発達支援及び治療を行います。 ○障害児相談支援 障害児の自立した生活を支え、障害者児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けての支援を行います。 ○居宅訪問型児童発達支援 重度の障害の状態にあり外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、児童発達支援を行います。
●障害者相談支援事業	障害のある方や家族の相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助を行います。また、事業を効果的に実施するため結城市地域自立支援協議会（専門部会）を設置運営し、関係機関の連携強化、社会資源の充実等を推進します。
<各種手当等> ●特別障害者手当	精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある在宅の 20 歳以上の方に支給します。※所得制限あり 〔支給額〕 月額 29,590 円
●障害児福祉手当	20 歳未満で精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を要する状態にある在宅の方に支給します。※所得制限あり 〔支給額〕 月額 16,100 円
●在宅障害児福祉手当	20 歳未満で精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を要する状態にある児童を介護している保護者に支給します。 ※障害児福祉手当受給者を除く。 〔支給額〕 月額 3,000 円
●特別児童扶養手当	20 歳未満で、精神又は身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している保護者に支給します。※所得制限あり 〔支給額〕 月額 1 級：56,800 円、2 級：37,830 円（R7.4～） ※実施主体（県）
●心身障害者扶養共済制度	心身障害者（児）を扶養されている方が毎月一定の掛金を納付することにより、万一の場合に障害者（児）に一定の年金が支給されます。 ※実施主体（県）
●難病患者福祉手当	難病患者のうち茨城県指定難病特定医療費受給者証の交付を受けた方に支給します。 〔支給額〕 年額 10,000 円

1 障害者（児）福祉

（社会福祉課 障害福祉係 TEL34-0438 FAX33-6628）

サービスの種類	内 容
<各種助成等>	
●障害者手帳交付診断書料助成	身体障害者手帳交付及び精神保健福祉手帳を交付申請した際に必要な診断書作成料の助成をします。
●心身障害者（児）通院等交通費補助金	心身障害者（児）が通院等に要するタクシー代について助成します。※自動車税の減免申請者を除く。
●軽度・中等度難聴児補聴器助成	軽度・中等度の難聴児に対し補聴器の購入に際し、購入代金の一部を助成します。
●精神障害者社会復帰施設通所等助成	精神障害者が日常生活の自立及び社会生活の自立のため、精神障害者地域活動支援センター等に通所する際の交通費を助成します。
●公共料金の免除等	所得税・住民税の控除、自動車税・自動車取得税の減免、ＪＲ等の運賃割引、ＮＨＫ放送受信料の減免、有料道路通行料金の割引等があります。 ※各種要件あり
●車いす、特殊寝台の貸与	日常生活に支障のある障害者（児）等に車いす、特殊寝台を貸与します。 ※介護保険優先
●いばらき身障者等用駐車場利用証制度	障害者、高齢者、難病患者及び妊産婦の方などが、ショッピングセンターや公共施設にある身障者等用駐車場を利用しやすくするため、利用証を発行します。

2 公的扶助福祉

（社会福祉課 社会福祉係 TEL45-4858 FAX33-6628）

サービスの種類	内 容
●生活保護費の支給	最低限度の生活を営む権利を保障するため、困窮の程度により必要な保護を行います。
●生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図ることなどを目的として、相談支援員が必要な援助を行います。
●住居確保給付金の支給	離職、自営業の廃止から２年以内又はやむを得ない休業等により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住宅を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。
●子どもの学習支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮家庭の子どもに対して、学習支援・進路相談を実施します。
●就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的に、かつ、一貫して支援します。
●家計改善支援事業	多重債務、各種滞納、家計管理ができない等、問題のある世帯を家計簿のつけ方や支出管理を支援し、安定した生活を送れるようにします。
●居住支援事業	住居喪失者に対し、衣食住等の日常生活に必要な支援を一定期間提供します。また、シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対し、訪問による見守りや生活支援を一定期間実施します。

3 児童・母子父子福祉

(子ども福祉課 子育て支援係・相談支援係・保育係 TEL34-0427、54-7020、54-7003 FAX49-6718)

サービスの種類	内 容
●こども家庭センターの運営	母子保健と児童福祉が連携し、こどもが安心して健やかに成長できるよう、妊娠期から社会的自立まで切れ目のない支援をします。
●家庭児童相談室の運営	児童（0歳～18歳）の健やかな成長をはかるための家庭におけるさまざまな相談や女性相談（DV等）に応じます。
●ファミリーサポートセンター事業	協力会員が利用会員に対し、有償で子育て等の在宅福祉サービスを提供します。
●児童手当の支給	児童を養育している方に、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のために手当を支給します。
●保育所への入所	保護者が仕事や病気等で、子どもを家庭で保育できないときに、毎日一定の時間保護者に代わって保育します。
●病児保育事業	保護者が就労している場合等において、児童が病気等で自宅での養育及び集団保育が困難な期間、病院に付設された専用スペースで児童を保育します。
●子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、乳児院や児童養護施設等において、児童に必要な養育・保護を行います。
●斜視・弱視児用矯正眼鏡購入等助成	斜視・弱視で義務教育を受けている9歳以上の者に、眼鏡等の購入及び修理に要した費用を助成します。
●児童扶養手当の支給	父母の離婚等により、父又は母と生計を共にしていない子どもを養育しているひとり親家庭に支給します。
●母子家庭等高等職業訓練促進給付事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が経済的な自立に効果的な資格を取得するため給付金を支給します。
●子育て支援センター事業	育児の不安、負担感、孤立感を解消するため、就学前の未就園児とその保護者を対象に相談、交流を行います。
●園庭の開放	公立保育所において園庭を開放し、相談・交流を行います。
●母子・父子・寡婦に関する相談	母子・父子・寡婦に関する相談に対応します。
●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	昼間保護者のいない小学校の児童に対し、下校後等に、家庭生活及び社会生活において必要な生活習慣、適切な遊び及び生活の場を提供します。
●放課後子ども教室推進事業	放課後等に学校で地域の方々の参画を得て、体験活動を実施します。
●ママパパ子育て応援事業	就学前の児童を養育している保護者の心身のリフレッシュのため一時預かり事業の利用券を交付します。
●子育て世帯すこやか祝金支給事業	1歳と3歳の誕生日を迎える児童を養育している方に子育て世帯すこやか祝金を支給し、子育て世帯を支援します。
●「いばらき Kids Club」カードの配布	妊娠中の方、18歳未満のお子さんのいる世帯にいばらき子育て家庭優待制度を利用できるカードを配布します。
●小児医療費の助成（担当：保険年金課）	小児の保険診療の自己負担分を公費で助成します。
●母子家庭等の医療費の助成（担当：保険年金課）	母子（父子）家庭の保険診療の自己負担分を公費で助成します。

4 高齢者福祉

(介護福祉課 長寿支援係 TEL45-6672 FAX20-8767)

サービスの種類	内 容
●ひとり暮らし高齢者等登録事業	65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯、ねたきりや認知症の状態にある高齢者を定期的に訪問し、安否確認を行うとともに、緊急時に迅速な対応を行います。
●ふれあい配食サービス事業	調理が困難な 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方に対し、栄養バランスのとれた昼食を配達することにより、高齢者の食生活の改善や健康保持を図るとともに安否確認を行います。
●ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者が急病等の際に 24 時間対応のコールセンターに通報できる緊急通報装置を設置し、日常生活の不安の解消を図る。
●愛の定期便事業	ひとり暮らし高齢者を対象に、安否確認と孤独感の解消を図るため、週 1 回乳酸飲料を配達します。
●生活管理指導短期宿泊事業	おおむね 65 歳以上の在宅の高齢者で、基本的な生活習慣が欠如している者や対人関係が成立しない者等を短期間施設で宿泊させ、生活習慣等の指導を行い体調の調整を図ります。
●高齢者地域支援体制整備事業 (ふれあい相談)	高齢者などの悩みごとや心配ごとについて、弁護士による適切な助言・提言を行い、不安解消を図ります。
●養護老人ホーム措置事業	65 歳以上の高齢者で、環境上の理由や経済的理由のため自宅での生活が困難な高齢者を対象に養護老人ホームの施設入所を行います。
●家族介護者交流事業	介護者同士の交流会を通して、元気回復（リフレッシュ）を図ります。
●家族介護助成金支給事業	在宅でねたきり(要介護 4・5)や認知症(認知症高齢者自立度Ⅲa 以上で要介護 1 以上)の状態が 3 か月以上経過した 70 歳以上の高齢者を介護する家族に月額 3,000 円を支給し、家族の経済的負担軽減を図ります(入院・入所者を除く。)
●ねたきり老人等介護用品購入助成事業	在宅で介護を受ける要介護 4・5 の 65 歳以上の高齢者で市民税非課税世帯に属する方に介護用品購入助成券(1 か月 5,000 円分)を交付し、家族の経済的負担軽減を図ります。
●高齢者移動支援事業	高齢者の移動手段確保のための実証実験として、市がタクシーを高齢者移動支援用として借り上げ、定額で利用できるサービスを実施します。
●「いばらきシニアカード」の配布	65 歳以上の高齢者の方にいばらき高齢者優待制度を利用できるカードを配布します。
●訪問型サービス	訪問介護員が自宅を訪問して、身体介護や日常生活の家事援助をします。
●通所型サービス	デイサービスセンターで食事や入浴、機能訓練などのサービスが受けられます。
●生活機能向上リハビリ教室 (生活らく塾)	65 歳以上の方を対象に、生活機能向上に向けた短期間のプログラムを実施します。
●運動機能向上教室(はつらつ教室)	65 歳以上の方を対象に、運動機能向上、口腔機能向上プログラム等をおして参加者の運動機能の維持・向上を目指した教室を開催します。

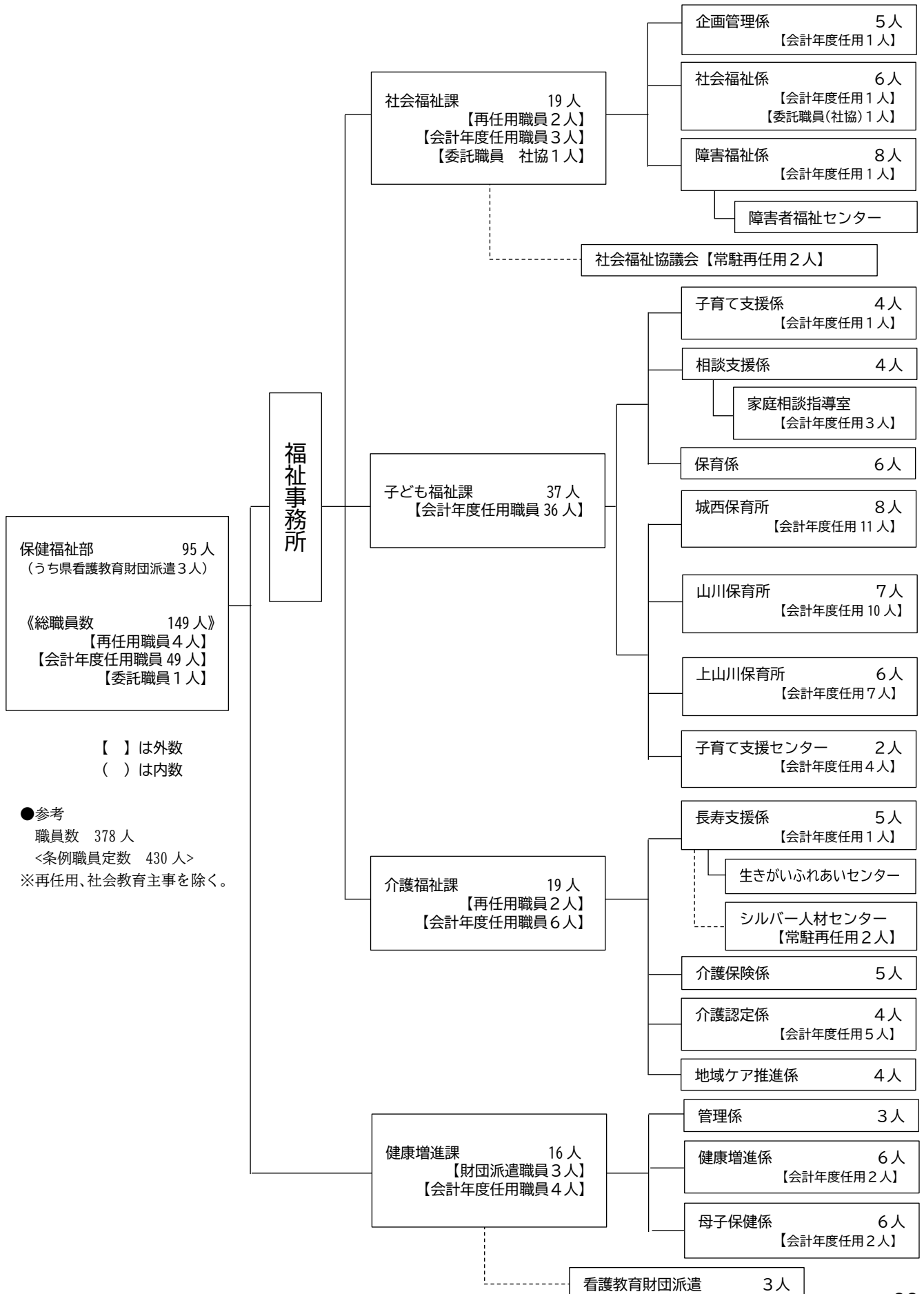
4 高齢者福祉

(介護福祉課 長寿支援係 TEL45-6672 FAX20-8767)

サービスの種類	内 容
●市民参加型健康づくり教室	65 歳以上の方を対象に、住民が住民を教え育てるという理念のシルバーリハビリ体操を活用し、市民が指導士となり、介護予防及び健康増進を図る教室を開催します。
●介護予防教室	65 歳以上の方を対象に、フレイル予防に対する知識を身につけ、日常生活においてフレイル予防に取り組むようになることを目的とする教室を開催します。
●介護予防サポーター育成	地域での介護予防活動が展開できるよう、介護予防サポーターのスキルアップを目的とした研修会を開催します。
●高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	おおむね 60 歳以上の方を対象に、豊かな経験と知識技能をもっている高齢者の力を生かしながら、生きがいづくり及び健康づくり事業を実施し、社会的孤立感の解消及び自立支援を推進します。
●地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、訪問サービス、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進します。
●高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業	国保データベースシステム等を活用し、地域の健康課題を分析し、分析結果に基づいた保健事業と介護予防事業を一体的に実施していきます。

保健福祉部行政組織図

令和7年度



Ⅶ 結城市福祉事務所事務分担表

社会福祉課

係	分掌事務
企画管理係	- 福祉事務所所管業務の総合調整に関すること。 - 地域福祉の推進に関すること。 - 福祉施策の企画立案に関すること。 - 民生委員・児童委員に関すること。 - 社会福祉協議会に関すること。 - 地域見守りに関する活動事業に関すること。 - 災害救助に関すること。 - 日本赤十字に関すること。 - 戦傷病者、戦没者遺族等の援護事務に関すること。 - 保護司及び社会を明るくする運動に関すること。 - 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）等に基づく経理、医療・介護及び統計業務に関すること。 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の中国残留邦人等及び特定配偶者の者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）に基づく経理、医療・介護及び統計業務に関すること。 - 社会福祉法人に関すること。 - 課内の庶務に関すること。
社会福祉係	- 生活保護法による保護の決定及び実施に関すること。 - 中国残留邦人等支援法による支援給付の決定及び実施に関すること。 - 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 - ホームレス対策事業に関すること。 - 生活困窮者自立支援の実施に関すること。
障害福祉係	- 障害者介護給付等支給審査会及び支援に関すること。 - 障害者支援区分認定に関すること。 - 障害者プランに関すること。 - 障害者福祉センターの管理に関すること。 - 地域生活支援事業に関すること。 - 心身障害者扶養共済制度に関すること。 - 身体障害者手帳、療育手帳交付に関すること。 - 各種手当に関すること。 - 自立支援医療（更生医療・育成医療）に関すること。 - 障害者自立支援給付に関すること。 - 日常生活用具・補装具費給付に関すること。 - 優先調達法に関すること。 - 障害者の相談支援に関すること。 - 障害者の相談支援体制の整備に関すること。 - 障害者の地域生活移行に関すること。 - 障害者の権利擁護及び虐待防止、差別解消に関すること。 - 障害者の就労支援に関すること。 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による支援に関すること。 - 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）による支援に関すること。 - 地域自立支援協議会に関すること。 - 自殺対策に関すること。 - 障害への理解促進、啓発に関すること。 - 成年後見制度に関すること。 - 精神保健に関すること。

子ども福祉課

係	分掌事務
子育て支援係	1 ママパパ子育て応援事業に関する事。 2 児童手当及び児童扶養手当に関する事。 3 ひとり親家庭等及び寡婦の支援に関する事。 4 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室に関する事。 5 少子化対策に関する事。 6 各種給付金に関する事。 7 その他子育て支援に関する事。 8 課内庶務に関する事。
相談支援係	1 こども家庭センターに関する事。 2 児童虐待防止に関する事。 3 要保護児童対策地域協議会に関する事。 4 家庭児童相談室に関する事。 5 DV・女性相談に関する事。 6 里親に関する事。
保育係	1 幼児教育・保育施設の管理指導に関する事。 2 支給認定及び保育所入所児童の保育の実施に関する事。 3 施設型給付、施設利用給付費に関する事。 4 保育所給食に関する事。 5 副食費に関する事。 6 認可外施設に関する事。 7 幼児教育支援事業に関する事。 8 子育て支援センターの管理指導に関する事。 9 子ども子育て支援事業に関する事。 10 病児保育等に関する事。 11 子育て支援関連単独補助金に関する事。 12 社会福祉法人に関する事。
保育所	1 保護者の労働又は疾病等により保育の必要がある児童等の保育に関する事。 2 一時預かり事業に関する事。 3 その他子育て支援全般に関する事。
子育て支援センター	1 育児不安等についての相談及び指導に関する事。 2 子育てサークル等の育成及び支援に関する事。 3 子育てに関する情報等、地域の保育資源の情報収集及び提供に関する事。 4 子育てに係る機関、団体等との連携及び協力に関する事。 5 一時預かり事業に関する事。 6 その他子育て支援全般に関する事。

介護福祉課

係	分掌事務
長寿支援係	1 高齢者福祉計画策定及び進捗管理に関すること。 2 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。 3 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に関すること。 4 一般会計の管理及び補助金に関すること。 5 家族介護者支援に関すること。 6 ひとり暮らし等の高齢者支援に関すること。 7 敬老の日・長寿をたたえる事業に関すること。 8 老人クラブに関すること。 9 生きがいふれあいセンターの運営に関すること。 10 シルバー人材センターの指導監督に関すること。 11 老人福祉法による措置に関すること。 12 介護保険特別会計（地域支援事業）の管理及び補助金に関すること。
介護保険係	1 介護保険事業計画の策定及び進捗管理に関すること。 2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会に関すること。 3 被保険者の資格管理及び受給者の管理に関すること。 4 介護保険の諸給付費に関すること。 5 介護保険特別会計（保険給付費）の管理及び補助金に関すること。 6 介護サービス事業者の指導等に関すること。 7 介護保険施設整備に関すること。 8 介護給付等費用適正化事業に関すること。 9 第1号被保険者の保険料の賦課及び徴収に関すること。 10 地域密着型サービスに関すること。 11 地域密着型サービス運営委員会に関すること。 12 利用者減免措置に関すること。 13 居宅介護支援事業所に関すること。 14 社会福祉法人の指導監査に関すること。
介護認定係	1 要介護認定(申請、調査等)に関すること。 2 介護認定審査会に関すること。 3 居宅サービス計画に関すること。 4 その他介護認定に関すること。
地域ケア推進係	1 地域包括支援センター（南部・東部・西部地域包括支援センター）に関すること。 2 高齢者虐待に関すること。 3 成年後見制度に関すること。 4 認知症施策に関すること。 5 地域ケア会議に関すること。 6 在宅医療・介護連携推進事業に関すること。 7 生活支援体制整備事業に関すること。 8 地域包括支援センター運営協議会に関すること。

VIII 施策の実績

1 高齢福祉関係

○老人クラブの数

令和7年4月1日現在

地区名	クラブ数	会員数
結城地区	18	453
絹川地区	0	0
上山川地区	4	94
山川地区	4	64
江川地区	2	26
合計	28	637

○ねたきり高齢者等登録者（入院含む。）人数推移

毎年4月1日現在（人）

	男	女	計
R 2年	12	19	31
R 3年	18	22	40
R 4年	20	21	41
R 5年	16	18	34
R 6年	11	22	33
R 7年	7	13	20

○ひとり暮らし高齢者登録者数の推移

毎年4月1日現在（人）

	ひとり暮らし高齢者			緊急通報システム			愛の定期便事業		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
R 2年	182	497	679	61	244	305	121	353	474
R 3年	188	505	693	60	234	294	121	356	477
R 4年	178	502	680	52	224	276	117	364	481
R 5年	175	469	644	41	174	215	113	337	450
R 6年	166	471	637	34	164	198	105	328	433
R 7年	167	452	619	33	150	183	96	302	398

○養護老人ホーム入所措置者数

毎年4月1日現在（人）

	R 2年	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年度	R 7年度
青嵐荘	14	13	10	7	5	
ひまわり苑	0	0	1	1	0	0
サンフラワーガーデン	2	2	2	2	2	2
利根老人ホーム	0	0	0	0	0	2
ナザレ園養護老人ホーム	0	1	1	0	0	0
いぶきの里					1	1
計	16	16	14	10	8	5

○ふれあい配食サービス事業実績

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
実利用者(人)	116	129	130	111	98
配食量 (食)	11,166	12,230	10,670	10,012	8,763

○ねたきり老人等介護用品購入助成事業実績

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
実利用者(人)	11	9	11	12	9

○介護教室事業実績

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度（廃止）
開催回数（回）	0	2	2	0
参加延人数(人)	0	17	10	0

2 障害者（児）福祉関係

○難病患者福祉手当支給実績

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
受給者(人)	222	235	255	259	268

○障害者手帳交付診断書料助成事業実績

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
件数	9	21	35	20	14

＊非課税世帯のみ助成対象

○日常生活用具給付状況（令和6年度実績）

身体障害者

区 分	件数	区 分	件数
特殊寝台	2	ネブライザー	0
特殊マット	1	電気式たん吸引器	1
体位変換器	0	パルスオキシメーター	0
特殊尿器	0	視覚障害者用拡大読書器	6
移動用リフト	0	視覚障害者用活字文書読上げ装置	1
移動・移乗支援用具	4	視覚障害者用ポータブルレコーダー	2
入浴補助用具	2	点字器	1
便器	0	情報・通信支援用具	1
T字状・棒状つえ	1	聴覚障害者用情報受信装置	0
歩行支援用具	0	携帯用会話補助装置	1
頭部保護帽	1	人工咽頭	1
視覚障害者用時計	0	ストマ用装具	1,076
透析液加温器	0	紙おむつ	154
火災警報器	0	居宅生活動作補助用具	3
体温計（音声式）	0	合 計	1,258

＊ストマ用装具及び紙おむつは1か月分の支給を1件として計上。

○補装具の交付及び修理実績 令和6年度実績（件）

	交 付	修 理	計
義肢（義手・義足）	8	8	16
装具	15	3	18
姿勢保持装置	0	1	1
視覚障害者安全杖	4	0	4
眼鏡（矯正・遮光等）	1	0	1
補聴器	20	10	30
人工内耳	0	1	1
車いす	6	16	22
電動車いす	0	1	1
座位保持いす	1	0	1
歩行器	1	0	1
歩行補助杖	1	0	1
重度障害者用意思伝達装置	0	0	0
計	57	40	97

○各種手当の給付実績 (人)

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
特別障害者手当	28	27	29	32	29
障害児福祉手当	24	24	27	22	19
特別児童扶養手当	92	93	92	104	101
在宅障害児福祉手当	102	107	105	113	113

＊障害者手当一覧表

手当の名称	手 当 の 対 象 者
特別障害者手当	精神・知的又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の満20歳以上の者
障害児福祉手当	精神・知的又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の満20歳未満の者
特別児童扶養手当	精神・知的又は身体に障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している父・母又は父母にかわってその児童を養育している者
在宅障害児福祉手当	身体・知的・精神に障害があり、在宅で生活している満20歳未満の者を介護している保護者

○身体障害者（児）訪問入浴サービス事業

	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
利用者(人)	3	3	4	4	2
利用者延回数(回)	272	298	321	315	271

○障害者サービス利用者決定状況 毎年3月31日現在 (人)

	身 体	知 的	児 童	精 神	難 病	合 計
R 2年度	86	230	172	140	0	628
R 3年度	84	236	188	139	1	648
R 4年度	84	236	198	139	1	658
R 5年度	69	227	226	158	3	683
R 6年度	74	223	252	148	3	700

○障害児者相談件数

		身体障害	重症心身	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他	合計
R 2年度	児	9	0	93	0	25	0	17	144
	者	207	0	439	991	13	55	110	1,815
	延べ合計	216	0	532	991	38	55	127	1,959
	実人数	26	1	94	137	13	7	43	321
R 3年度	児	15	1	45	12	45	0	27	145
	者	140	0	372	853	9	15	191	1,580
	延べ合計	155	1	417	865	54	15	218	1,725
	実人数	32	1	84	150	10	5	50	332
R 4年度	児	32	1	35	38	66	0	44	216
	者	169	0	474	733	7	16	126	1,525
	延べ合計	201	1	509	771	73	16	170	1,741
	実人数	30	1	68	137	13	1	47	297
R 5年度	児	8	3	23	18	48	0	53	153
	者	209	0	543	693	5	0	118	1,568
	延べ合計	217	3	566	711	53	0	171	1,721
	実人数	37	2	68	119	14	0	45	285
R 6年度	児	4	15	35	26	109	2	31	222
	者	94	7	362	564	43	2	153	1,225
	延べ合計	98	22	397	590	152	4	184	1,447
	実人数	20	5	45	141	20	0	42	273

○障害者虐待通報件数(養護者・施設従事者・使用者全て含む。) (件)

	実件数	身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的
R 2年度	6	1	1	2	1	1
R 3年度	5	4	-	2	-	-
R 4年度	4	3	-	-	-	1
R 5年度	11	6	1	4	1	1
R 6年度	12	5	2	7	3	1

※前年度からの継続を含む。

○サービス種類別決定者数

令和7年3月時点

サービス名			決定者数
訪問系サービス	居宅介護	身体介護	17 人
		通院介助（身体あり）	26 人
		家事援助	55 人
		通院介助（身体なし）	8 人
		通院等乗降介助	0 人
		小計	106 人
	重度訪問介護		1 人
	行動援護		1 人
	同行援護		14 人
	重度障害者等包括支援		0 人
	計		122 人
日中活動系サービス	生活介護		121 人
	自立訓練(機能訓練)		2 人
	自立訓練(生活訓練)		2 人
	宿泊型自立訓練		0 人
	就労移行支援		6 人
	就労移行支援(養成施設)		0 人
	就労継続支援（A型）		58 人
	就労継続支援（B型）		177 人
	児童デイサービス		0 人
計		366 人	
短期入所療養介護			107 人
療養介護			4 人
サービス系 居住系	共同生活介護		0 人
	共同生活援助		111 人
	計		111 人
施設入所支援			56 人
相談支援	計画相談支援		454 人
	地域移行支援		0 人
	地域定着支援		0 人
	計		454 人
児童支援	児童発達支援		90 人
	医療型児童発達支援		0 人
	放課後デイサービス		162 人
	保育所等訪問支援		6 人
	居宅訪問型児童発達支援		1 人
	障害児相談支援		252 人
	計		511 人
合 計			1,731 人

※複数のサービス決定者はサービスごとにカウントしています。

3 児童福祉関係

○家庭児童相談室相談件数(相談台帳による)

(件)

	虐待	養護	障害	非行	性格行動	不登校	適性	育児・躾	その他	合計
R 2年度	19	30	20	0	9	2	0	2	0	82
R 3年度	27	14	1	0	4	7	0	1	1	55
R 4年度	12	12	4	0	5	2	0	5	8	48
R 5年度	17	12	3	0	4	7	0	4	8	55
R 6年度	51	24	16	2	4	9	1	11	17	135

○家庭児童相談室相談経路別件数(相談台帳による)

(件)

	家族親族	保育所(園)	教育委員会	学 校	児童相談所	医療機関	近隣知人	民生委員	市役所他課	その他	合計
R 2年度	38	17	0	13	0	0	0	0	13	1	82
R 3年度	19	3	1	11	3	0	6	0	12	0	55
R 4年度	22	3	0	4	1	0	1	0	13	4	48
R 5年度	28	5	0	6	3	2	3	0	4	4	55
R 6年度	31	22	1	26	7	7	1	0	29	11	135

○女性相談件数(相談台帳による)

(実・件)

	DV等	離婚	家族関係	生活困窮	その他	合計
R 2年度	15	9	21	8	9	62
R 3年度	25	14	16	5	12	72
R 4年度	11	9	19	7	6	52
R 5年度	15	12	16	10	11	64
R 6年度	12	6	12	4	7	41

○女性相談経路別件数(相談台帳による)

(実・件)

		本人	警察	教育関係	福祉事務所	他相談機関	医療機関	知人等	その他	合計
R 2年度	新規	33	1	1	0	2	0	0	0	37
	再来	24	0	0	0	1	0	0	0	25
	合計	57	1	1	0	3	0	0	0	62
R 3年度	新規	36	1	1	0	1	1	3	4	47
	再来	22	0	1	2	0	0	0	0	25
	合計	58	1	2	2	1	1	3	4	72
R 4年度	新規	29	0	0	3	1	0	1	0	34
	再来	17	0	0	1	0	0	0	0	18
	合計	46	0	0	4	1	0	1	0	52
R 5年度	新規	33	0	1	1	2	1	9	2	49
	再来	11	0	0	1	1	0	1	1	15
	合計	44	0	1	2	3	1	10	3	64
R 6年度	新規	18	2	2	0	2	0	3	4	31
	再来	9	0	0	0	0	0	0	1	10
	合計	27	2	2	0	2	0	3	5	41

○ファミリーサポートセンター事業実績

サービス内容実績

(単位:時間)

区 分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
幼稚園・保育所までの送迎、一時預かり	644.5	14.0	0.0	6.0	50.5
学童保育までの送迎、一時預かり	4.0	374.5	95.5	117.5	96.0
産前産後の家事・乳幼児の預かり	57.0	8.0	18.0	43.5	41.5
保護者の急用・私的事由による預かり	31.5	296.0	132.5	113.0	124.5
保育所・学校等休み等の援助	0.0	429.5	354.0	68.5	125.0
その他	342.0	136.0	215.5	239.5	196.0
合 計	1,079.0	1,258.0	815.5	588.0	633.5

○ファミリーサポートセンター事業利用・協力会員数

(人)

区 分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
利用会員	240	249	260	269	267
協力会員	54	50	53	51	51
合計	294	299	313	320	318

○ママ・パパ子育て応援事業

区 分	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
利用者実人数	29	50	84	82
利用時間数	394	574	950	1170

○子育て世帯すこやか祝金支給事業

区 分	R 5年度	R 6年度
1歳児人数	248	240
3歳児人数	279	263

○児童手当の給付実績
児童手当給付実績

毎年5月1日現在

			手当 月額	R 3年		R 4年		R 5年		R 6年	
				受給者数	対象児童数	受給者数	対象児童数	受給者数	対象児童数	受給者数	対象児童数
3歳未満	被用者		15,000	623	675	614	664	532	590	513	569
	非被用者		15,000	132	145	113	129	105	119	99	115
3歳以上 小学校終了 未満	被用者	第1・2子	10,000	1,911	2,853	1,878	2,773	1,759	2,610	1,694	2,495
		第3子以降	15,000								
	非被用者	第1・2子	10,000	420	623	402	600	362	544	362	536
		第3子以降	15,000								
中学生	被用者		10,000	1,039	1,135	1,013	1,107	918	1,007	897	966
	非被用者		10,000	226	247	212	229	208	229	200	224
総 数				4,351	5,678	4,232	5,502	3,884	5,099	3,765	4,905

※H24年4月から児童手当となる。H24年6月より所得制限あり。

※所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給。実績は特例給付を含む。

			手当 月額	R 7年	
				受給者数	対象児童数
3歳未満	被用者	第1・2子	15,000	511	438
		第3子以降	30,000		116
	非被用者	第1・2子	15,000	85	67
		第3子以降	30,000		27
3歳以上 18歳到達 後の最初 の年度末 まで	被用者	第1・2子	10,000	3,633	3,947
		第3子以降	30,000		628
	非被用者	第1・2子	10,000	750	787
		第3子以降	30,000		145
総 数				4,979	6,155

※R6年10月から所得制限撤廃。対象児童が0歳から18歳到達後の最初の年度末までとなる。

○保育所等の概要

令和7年4月1日現在

施 設 名	所 在 地	電 話
結城市立城西保育所	結城9648	33-4540
結城市立山川保育所	今宿1167	35-0104
結城市立上山川保育所	上山川乙38-1	35-0011
私立結城明照保育園	結城1591	45-7270
私立みくに保育園	結城3073	33-5946
私立結城ふたば保育園	結城7104-1	33-4834
私立つくば保育園	新福寺2-8-1	32-2235
私立たま保育園	田間1944-2	35-1363
私立結城あすなろ保育園	結城11723-3	32-7397
私立かなくぼ保育園	鹿窪949-1	32-7965
私立玉岡莞舜認定こども園	結城12018-1	45-6363

○保育所等入所年度別児童数実績

毎年4月1日現在(人)

		定員	児 童 数				
			R 2年	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年
公 立	城 西	80	75	74	71	66	61
	山 川	60	61	61	59	48	41
	上山川	60	57	57	51	44	42
	市 外		2	1	0	0	0
	小 計	200	195	193	181	158	144
法 人 立	明 照	110	103	104	101	106	97
	みくに	160	185	182	162	150	130
	ふたば	159	181	163	145	131	123
	つくば	170	160	157	161	152	134
	た ま	70	76	71	67	55	56
	あすなろ	60	58	65	66	53	45
	かなくぼ	110	117	116	102	92	96
	玉岡莞舜	70	70	69	67	64	69
	市 外		25	27	33	29	32
	小 計	909	975	954	904	832	782
合 計		1,109	1,170	1,147	1,085	990	926

*定員は、子ども・子育て支援法により市が確認した利用定員

*玉岡莞舜認定こども園は、平成27年11月に幼保連携型認定こども園となった。

*たま保育園は、利用定員を令和2年4月1日に90→80へ、令和4年4月1日に80→70へ変更

*みくに保育園は、利用定員を令和5年4月1日に200→160へ変更

*ふたば保育園は、利用定員を令和5年4月1日に199→159へ変更

*結城あすなろ保育園は、利用定員を令和6年4月1日に70→60へ変更

*かなくぼ保育園は、利用定員を令和6年4月1日に120→110へ変更

○保育所等入所年齢別(保育の実施)実績

令和6年4月1日現在(人)

		定 員	年 齢 別														合 計	
			0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳					
			標準	短	標準	短	標準	短	標準	短	標準	短	標準	短				
公立	城 西	80	1	0	6	3	12	0	9	1	10	2	11	6	49	12	61	
	山 川	60	0	1	5	1	7	0	8	0	8	1	9	1	37	4	41	
	上山川	60	1	0	4	0	4	1	9	0	9	4	8	2	35	7	42	
	市 外		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計	200	2	1	15	4	23	1	26	1	27	7	28	9	121	23	144	
法人立	明 照	110	3	0	15	4	18	2	13	5	16	3	9	9	74	23	97	
	みくに	160	1	1	13	6	20	6	15	5	29	6	26	2	104	26	130	
	ふたば	159	4	0	18	2	17	2	25	3	27	0	20	5	111	12	123	
	つくば	170	3	2	13	7	24	3	25	4	21	6	24	2	110	24	134	
	た ま	70	0	0	9	2	3	2	9	2	10	3	15	1	46	10	56	
	あすなろ	60	0	0	5	2	7	3	2	4	8	2	8	4	30	15	45	
	かなくぼ	110	2	0	10	7	18	3	9	5	13	3	19	7	71	25	96	
	玉岡堯舜	70	1	0	14	1	7	2	12	1	12	1	16	2	62	7	69	
	市 外		1	0	6	1	2	3	6	1	6	2	4	0	25	7	32	
	小 計	909	15	3	103	32	116	26	116	30	142	26	141	32	633	149	782	
合 計		1,109	17	4	118	36	139	27	142	31	169	33	169	41	754	172	926	

※管外受託の児童は除く。

○地域子育て支援センターの概要

施設名	設置年月	設置主体	所在地	電話
結城市子育て支援センター	H17年6月	結城市	国府町1-1-1 石島建設プラネットホール・ゆうき図書館内	34-1070
つくば子育て支援センター	H19年4月	社会福祉法人 筑波会	新福寺2-8-1 つくば保育園内	32-8670

○地域子育て支援センター活動状況・利用状況(令和6年度実績)

年齢別登録者数

(単位:人)

施設名	0歳未満	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
結城市	77	177	151	107	65	50	38	665
つくば	13	31	33	26	2	8	10	123
合計	90	208	184	133	67	58	48	788

年齢別参加延べ人数

(単位:人)

	0歳未満	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計	保護者	合計
結城市	645	2,783	1,316	913	366	333	6,356	5,615	11,971
つくば	35	299	270	168	4	31	807	705	1,512
合計	680	3,082	1,586	1,081	370	364	0	6,320	6,320

相談件数

(単位:件)

	活動中	電話	面接	グループ	その他	合計
結城市	1,722	3	1	0	0	1,726
つくば	29	0	0	0	0	29
合計	1,751	3	1	0	0	1,755

○子育て広場利用者数

(単位:人)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
子	1,625	1,181	1,874	3,534	3,476	3,194
親	1,668	1,213	960	2,849	2,678	2,394
合計	3,942	2,838	2,834	6,383	6,154	5,588

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
令和6年度放課後健全育成事業概要

クラブ名	設置年月日	専用面積	年間開設日数	開設時間
結城西小児童クラブ	H28. 4. 1	66.24㎡	284	13:00~18:00
結城西小第二児童クラブ	H28. 4. 1	66.24㎡	284	13:00~18:00
結城西小第三児童クラブ	H28. 4. 1	66.24㎡	284	13:00~18:00
結城小学校学童クラブ	H 7. 4. 1	65㎡	255	13:00~18:00
結城小学校第二学童クラブ	H21. 4. 1	85㎡	254	13:00~18:00
結城小学校第三学童クラブ	H27. 4. 1	65㎡	254	13:00~18:00
城西小児童クラブ	H24.7.17	59.62㎡	259	13:00~18:00
城西小第二児童クラブ	R 6. 4. 1	59.62㎡	250	13:00~18:00
城南小学童クラブ	H11. 4. 1	59.62㎡	250	13:00~18:00
城南小第二学童クラブ	R 6. 4. 1	59.62㎡	250	13:00~18:00
江川北小学童クラブ	H16.10. 1	66㎡	250	13:00~18:00
絹川小学童クラブ	H18.11. 1	64㎡	250	13:00~18:00
山川小学童クラブ	H22. 4. 1	64㎡	252	13:00~18:00
上山川小学校学童クラブ	H22. 4. 1	64㎡	250	13:00~18:00
江川南小学童クラブ	H29. 4. 1	64㎡	250	13:00~18:00

○放課後児童クラブ利用児童数実績 月平均登録児童数

クラブ名	R 1年	R 2年	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年
結城西小児童クラブ	37	38	40	37	40	39
結城西小第二児童クラブ	38	38	38	38	40	38
結城西小第三児童クラブ	31	32	33	33	35	31
結城小学校学童クラブ	31	29	30	27	29	35
結城小学校第二学童クラブ	32	31	27	28	26	32
結城小学校第三学童クラブ	33	30	31	28	27	30
城西小児童クラブ	33	24	32	30	39	32
城西小第二児童クラブ						17
城南小学童クラブ	41	43	42	43	41	22
城南小第二学童クラブ						23
江川北小学童クラブ	36	34	31	32	36	31
絹川小学童クラブ	31	28	24	24	24	25
山川小学童クラブ	20	18	14	18	28	29
上山川小学校学童クラブ	33	36	38	38	41	42
江川南小学童クラブ	21	22	19	16	12	11
合 計	417	403	399	392	418	437

○放課後子ども教室実績
令和6年度

教室名	開催場所	実施日数	登録人数	延参加人数	協力者数
玉岡ふれあいスクール	結城小学校	3	9	20	8
くすのきふれあいスクール	結城西小学校	3	9	26	9
きぬがわふれあいスクール	絹川小学校	3	20	60	6
ゆうゆうふれあいスクール	結城特別支援学校			中止	
合 計		9	38	106	23

○幼稚園等の概要 令和7年4月1日現在

施設名	所在地	電 話
私立富士見幼稚園	結城10584	32-6464
私立つくば幼稚園	新福寺2-8-7	32-2346
私立玉岡亮舜認定こども園	結城12018-1	45-6363

○幼稚園等運営形態及び定員数 令和7年4月1日現在 (人)

施設名	新制度移行の状況	新制度類型	認可定員(利用定員)	
私立富士見幼稚園	移行済	幼稚園	200	(60)
私立つくば幼稚園	移行済	幼稚園	210	(120)
私立玉岡亮舜認定こども園	移行済	幼保連携型認定こども園	200	(1号75、2・3号70)

○幼児教育支援事業実績
令和6年度

区分	対象園児数(人)				
	富士見幼稚園	つくば幼稚園	結城ひかり幼稚園	玉岡亮舜認定こども園	計
地域交流事業	48	0	32	76	156

申請なし

○斜視・弱視児用矯正眼鏡購入等助成事業実績 (人)

	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
受給者	7	10	10	13	10	15

4 生活の保障関係

○児童扶養手当の給付実績 毎年4月1日現在(世帯)

	R 2年	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年
離 婚	320	308	297	251	244
死 亡	3	2	2	4	5
障 害	3	2	2	2	1
遺 棄	0	0	0	0	0
未婚の子	54	47	44	47	45
拘 禁	0	0	0	0	0
そ の 他	17	16	15	9	7
合 計	397	375	360	313	302

○母子家庭等高等職業訓練促進事業受給者数 (人)

	住民税区分	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
高等職業訓練促進給付金	非課税	3	2	2	2	2
	課税	0	1	1	0	2
	計	3	3	3	2	4
高等職業訓練 修了支援給付金	非課税	1	2	1	1	1
	課税	0	0	0	0	0
	計	1	2	1	1	1

○生活保護人員・世帯(世帯分類の推移) 毎年3月末現在

年 度	世帯数	人 員	保護率(%)	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他
R 2年度	354	419	8.2	215	5	31	73	26
R 3年度	356	424	8.4	210	4	33	70	39
R 4年度	370	442	8.8	208	6	36	74	46
R 5年度	370	442	8.8	199	10	48	78	35
R 6年度	388	457	9.4	209	8	42	89	40

○生活保護開始・廃止件数

年度	相談 (延件数)	申請 (件)	開始 (件)	取下・却下 (件)	廃止 (件)	開始率 (%)
R 2年度	59	54	48	7	58	88.8
R 3年度	87	83	68	13	60	81.9
R 4年度	113	76	64	12	50	84.2
R 5年度	147	76	65	11	65	85.5
R 6年度	205	95	83	12	71	87.4

※申請件数は年度繰越決定があるため整合しない。

○生活保護開始人員・世帯数(理由別推移)

年度		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
世帯数(世帯)		48	68	64	65	83
人員(人)		53	84	91	89	102
開始理由(件)	世帯主の疾病	8	27	15	20	16
	世帯員の疾病	0	0	0	0	0
	就労者の死亡	0	0	0	0	0
	就労者の離別	0	0	0	4	1
	就労者の失職離職	2	1	4	5	5
	就労者の収入減	2	0	4	0	0
	年金等の減額	0	0	0	0	0
	仕送り等の減少	2	2	1	2	3
	手持金減少	33	38	40	32	49
	転入	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	2	9	

○生活保護廃止人員・世帯数(理由別推移)

年度		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
世帯数(世帯)		51	60	50	65	71
人員(人)		53	83	57	79	87
廃止理由(件)	世帯主の疾病治癒	1	0	0	1	0
	世帯員の疾病治癒	0	0	0	0	0
	死亡	24	22	21	25	33
	失踪	10	13	12	12	8
	就労収入の増額	8	5	3	4	11
	働手の転入	0	0	0	0	0
	新規就職及び転職	0	0	0	0	0
	年金等の増額	3	0	2	0	2
	仕送り等の増額	0	0	0	0	0
	他法他施策の活用	0	3	0	4	3
	施設収容	0	0	0	1	1
	他管内転出	1	2	0	8	7
	その他	4	15	12	10	6

○生活保護費扶助別人員及び扶助率(年度平均)

年度	被保護人員(人)	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助	
		人員(人)	扶助率(%)	人員(人)	扶助率(%)	人員(人)	扶助率(%)	人員(人)	扶助率(%)	人員(人)	扶助率(%)
R 2年度	413	360	87.1	306	74.0	6	1.4	334	80.8	67	16.2
R 3年度	415	363	87.4	308	74.2	7	1.6	351	84.5	75	18.0
R 4年度	434	379	87.3	320	73.7	8	1.8	369	85.0	81	18.6
R 5年度	434	383	88.2	330	76.0	10	2.3	372	85.7	78	18.0
R 6年度	448	393	87.7	339	75.7	9	2.0	386	86.2	85	19.0

※被保護人員は停止を含む、扶助人員は停止を除く

○扶助別保護費の推移

(単位:千円)

年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	その他扶助	合計
R 2年度	222,412	88,029	575	326,735	15,073	4,475	657,299
R 3年度	230,269	90,382	724	325,074	20,215	2,187	668,851
R 4年度	238,477	94,521	844	342,827	19,705	1,899	698,273
R 5年度	243,795	99,785	918	325,094	20,794	1,956	692,342
R 6年度	246,801	103,184	1,010	340,688	19,858	2,620	714,161

○生活保護費扶助別支出額

令和6年度実績

区 分		支出額(円)	構成比(%)
保 護 費	生 活 扶 助	246,801,258	34.1
	住 宅 扶 助	103,184,046	14.3
	教 育 扶 助	1,009,496	0.1
	医 療 扶 助	340,687,651	47.1
	介 護 扶 助	19,858,075	2.7
	出 産 扶 助	0	0.0
	生 業 扶 助	574,848	0.1
	葬 祭 扶 助	2,045,420	0.3
	小 計	714,160,794	98.6
保護施設事務費及び委託事務費		9,709,476	1.3
就労自立給付費		114,885	0.0
合 計		723,985,155	100.0

○生活困窮者自立支援制度

毎年3月末時点(件)

	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
新規相談受付件数	216	204	68	70	70
継続相談件数	189	199	54	40	32
住居確保給付金利用者数	39	18	12	10	10
自立相談支援事業による就労支援	9	10	10	6	9
就労者数(一般就労者数)	7	18	10	11	9

5 その他

○民生委員・児童委員の数

令和7年4月1日現在（人）

	結 城	絹 川	上山川	山 川	江 川	計
男	32 (1)	4	5 (1)	1	8 (1)	50 (3)
女	29 (3)	4 (1)	2	8 (1)	4	47 (5)
計	61 (4)	8 (1)	7 (1)	9 (1)	12 (1)	97 (8)

定数 98

() 内は主任児童委員

○民生委員・児童委員の活動状況

件数／年度			R2	R3	R4	R5	R6
相談・支援件数	(内容別)	在 宅 福 祉	177	268	185	162	144
		介 護 保 険	53	38	53	35	49
		健康・保健医療	58	83	107	77	51
		子育て・母子相談	23	16	25	23	58
		子どもの地域生活	22	28	47	39	42
		子どもの教育・学校生活	35	32	77	142	221
		生 活 費	28	43	43	35	17
		年 金 ・ 保 険	10	11	23	23	9
		仕 事	6	12	4	4	14
		家 族 関 係	69	123	59	52	18
		住 居	7	3	24	30	29
		生 活 環 境	42	41	85	101	201
		日 常 的 な 支 援	320	321	416	375	494
		そ の 他	1,662	1,128	860	918	649
		計	2,512	2,147	2,008	2,016	1,996
	(分野別)	高齢者に関すること	2,000	1,557	1,417	1,357	1,024
		障害者に関すること	50	61	68	90	113
		子どもに関すること	109	125	179	250	524
		そ の 他	353	404	344	319	335
		計	2,512	2,147	2,008	2,016	1,996
その他の活動件数		調 査 ・ 実 態 把 握	3,012	2,918	2,480	3,178	3,114
		行事・事業・会議への参加協力	2,850	2,630	3,212	3,207	3,106
		地域福祉活動・自主活動	1,714	2,129	2,338	2,599	2,670
		民児協運営・研修	1,846	1,883	2,348	2,285	2,799
		証 明 事 務	216	238	170	198	233
		要保護児童の発見の通告・仲介	65	52	17	32	13
		計	9,703	9,850	10,565	11,499	11,935
訪問回数		訪 問 ・ 連 絡 活 動	7,956	7,383	7,368	8,051	7,379
		そ の 他	3,385	3,508	3,692	2,741	2,561
		計	11,341	10,891	11,060	10,792	9,940
連絡調整回数		委 員 相 互	2,925	2,718	2,638	3,076	3,144
		その他の関係機関	2,404	2,509	2,392	2,076	2,048
		計	5,329	5,227	5,030	5,152	5,192
活 動 日 数			11,607	11,274	12,643	12,709	13,485

○地域包括支援センター業務実施状況

(1) 総合相談支援事業

○地域の高齢者等に対して、面接、電話及び訪問等による相談を実施し、必要な支援内容を把握し、地域における適切な機関、制度及びサービスの利用に繋げる等の支援を行っています。	
	(延べ件数)
結城市東部地域包括支援センター ただだ 対応件数	1, 436件
結城市西部地域包括支援センター ヒューマンハウス 対応件数	3, 342件
結城市南部地域包括支援センター 青嵐荘 対応件数	3, 005件
合 計	7, 783件

(2) 権利擁護事業

○成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図る事業を行っています。	
成年後見制に関する対応件数	
介護福祉課 対応件数	67件
結城市東部地域包括支援センター ただだ 対応件数	86件
結城市西部地域包括支援センター ヒューマン・ハウス 対応件数	66件
結城市南部地域包括支援センター 青嵐荘 対応件数	11件
合 計	230件
虐待に関する通報・相談件数	11件(実人数)

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

○介護支援専門員(ケアマネジャー)が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や関係機関等連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行っています。	
	(延べ件数)
ケアマネジャーからの相談対応件数	649件

(4) 介護予防ケアマネジメント

○要支援1・要支援2に認定された方、総合事業における事業対象者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的に、介護予防・生活支援サービスや、一般介護予防事業、高齢福祉サービス等の適切なサービスが、包括的かつ効率的に提供されるよう援助を行っています。	
介護予防に関する相談対応件数	74件
地域包括支援センターケアプラン作成数	408件
委託事業者ケアプラン作成数	1, 537件
合 計	1, 945件

(5) 指定介護予防支援事業

○要支援1・要支援2に認定された方の介護予防ケアプラン作成を地域包括支援センターで実施しています。	
地域包括支援センターケアプラン作成数	886件
委託事業者ケアプラン作成数	4, 218件
合 計	5, 104件

編集・発行

結城市保健福祉部社会福祉課企画管理係

〒307-8501 結城市中央町二丁目3番地

電話 0296-34-0416 FAX 0296-33-6628

Eメール hukusi@city.yuki.lg.jp

